

平成28年 6 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成28年 6 月16日～17日

場 所 第5委員会室

平成28年 6 月 16 日 (木曜日)

午前 9 時 58 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成28年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 2 号)

○議案第 14 号 平成28年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 3 号)

○報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・ 県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について (別紙 2)
- ・ 平成27年度宮崎県繰越明許費繰越計算書 (別紙 5)
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・ 県内経済の概況等について
 - ・ 平成27年度における中小企業振興の取組状況
 - ・ 県と宮崎労働局との雇用対策協定に基づく平成28年度実施計画の策定について
 - ・ 立地企業の雇用実績について
 - ・ 平成27年度 県外からのスポーツキャンプ・合宿の受入実績について
 - ・ 記紀編さん1300年記念事業の今年度の取組について
 - ・ 首都圏における情報発信拠点のあり方の検討について
 - ・ 次期指定管理者の指定について
 - ・ 「(仮称) 県土美化条例」の制定に向けた取組状況について
 - ・ 高速道路等の整備状況と課題について

出席委員 (8 人)

委 員 長	清 山 知 憲
副 委 員 長	岩 切 達 哉
委 員	蓬 原 正 三
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	横 田 照 夫
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	西 村 賢

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	中 田 哲 朗
商工観光労働部次長	菓子野 信 男
企業立地推進局長	黒 木 秀 樹
観光経済交流局長	武 田 宗 仁
部参事兼商工政策課長	黒 木 義 博
経営金融支援室長	門 内 隆 志
産業振興課長	野 間 純 利
産業集積推進室長	谷 口 浩 太 郎
雇用労働政策課長	天 辰 晋 一 郎
企業立地課長	日 高 幹 夫
観光推進課長	福 嶋 清 美
記紀編さん記念事業推進室長	米 良 勝 也
ホールみやざき営業課長	酒 匂 重 久
工業技術センター所長	富 山 幸 子
食品開発センター所長	水 谷 政 美
県立産業技術専門校長	久 松 弘 幸

県土整備部

県土整備部長	東 憲 之 介
県土整備部次長 (総 括)	川 畠 達 朗
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	大 谷 睦 彦

県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	森山福一
高速道対策局長	前内永敏
部参事兼管理課長	佐野詔藏
用地対策課長	河野和正
技術企画課長	木下啓二
工事検査課長	甲斐重隆
道路建設課長	養方公
道路保全課長	上田秀一
河川課長	阿佐真一
ダム対策監	矢野康二
砂防課長	永井義治
港湾課長	矢野透
空港・ポート セールス対策監	小倉佳彦
都市計画課長	巢山藤明
建築住宅課長	上別府智
営繕課長	山下幸秀
施設保全対策監	宮里雄一
高速道対策局次長	奥泰裕

事務局職員出席者

議事課主任主事	森本征明
議事課主事	八幡光祐

○清山委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてでありますがお手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時0分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が終了した後にお願いいたします。

○中田商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

まずは、お礼を申し上げたいと思います。先般の県内調査におきましては、清山委員長を初め、委員の皆様方におかれましては、県北及び県南地域の商工観光労働部関係の施設等を御視察いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、座って御説明させていただきます。

本日お配りしております常任委員会資料の目次をごらんいただきたいと思います。本日は平成28年6月定例県議会提出議案、平成28年6月定例県議会提出報告書及びその他報告事項について御説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回提出しております商工観光労働部の関係議案の概要でございます。

まず、議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」につきましては、東九州メディカルバレー構想の推進加速化に伴う補正を行うものでございます。その結果、この表にございますけれども、補正前の額が425億8,812万円、補正額1,600万円で、合計が、これは議案第1号の補正後の額となりますけれども、426億412万円となります。

次に、その下、議案第14号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」につきましては、

熊本地震に関連する国の補正予算に伴う追加補正を行うものでございます。この結果、商工観光労働部の一般会計歳出につきましては、先ほどの議案第1号の計の額が補正前の額になりますけれども、補正前の額が426億412万円に今回8億6,000万円増額いたしまして、補正後の額が434億6,412万円となります。

議案の概要は以上でございます。

それでは、表紙に再度戻っていただきまして、議案の関係のその下でございますけれども、平成28年6月定例県議会提出報告書につきましては、平成27年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について、また、その他報告事項といたしましては、県内経済の概況等についてなど8件について御報告をさせていただきたいと存じます。

議案及び報告事項の詳細につきましては、担当課長・室長のほうから説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○野間産業振興課長 それでは、産業振興課の6月補正予算につきまして御説明いたします。

平成28年度6月補正歳出予算説明資料の産業振興課のインデックスのところ、51ページをお開きください。歳出予算説明資料の議案第14号と書いてないほうの資料の51ページでございます。

今回の補正額は1,600万円の増額補正となっております。右から3番目の欄にありますように、補正後の予算額は12億7,408万2,000円となります。

53ページをお開きください。

説明欄の新規事業「東九州メディカルバレー海外展開戦略モデル事業」であります。内容につきましては、常任委員会資料のほうで説明させていただきます。常任委員会資料の2ページ

をお開きください。

新規事業「東九州メディカルバレー海外展開戦略モデル事業」であります。

この事業につきましては、国の地方創生加速化交付金を財源としまして、さきの2月議会で補正予算として提案させていただきましたが、その後、国による審査の結果、不採択となりました。

しかしながら、この事業は、地方創生を推進する上で重要な事業であると考えておりますので、今回、事業内容を見直して、改めて提案させていただくものであります。

1の事業の目的・背景であります。

東九州メディカルバレー構想のもと、これまで産学官連携により開発を進めてまいりました医療機器の市場化に向けた動きが活発化する中、海外市場を見据えた企業の取り組みを支援し、リーディングモデルを構築することによりまして、市場化を促進させ、一層の医療機器産業集積を図るものであります。

予算額は1,600万円でありまして、事業内容は、2の(3)にあります。①の海外市場化戦略支援事業では、県内大学との医工連携により機器開発に取り組む県内企業を対象に、海外の医療関連大学と連携して行う臨床試験や海外市場を念頭に置いた対応を行うための市場調査、機器の改良などを支援いたします。

②の海外医療関係者などへの開発機器PR支援事業では、海外への医師、看護師等の医療関係者や販売代理店を本県に招聘しまして、県内企業とのマッチングを行い、海外展開に向けて機器のPRを行います。

事業効果としましては、本県産の国際競争力のある製品を国内外市場に送り出すことによりまして、医療機器産業集積の機運が高まります

とともに、医療機器生産額の増加、雇用の増大による地域の活性化が図られるものと考えております。

説明は以上であります。

○福嶋観光推進課長 観光推進課分を説明いたします。

観光推進課の関係分は、議案第14号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」の1件でございます。

それでは、お手元の冊子、平成28年度6月補正歳出予算説明資料(議案第14号)のインデックスで観光推進課のところ、3ページをお開きください。

観光推進課では、左の補正額欄にありますとおり、8億6,000万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、19億1,158万2,000円となります。

5ページをお開きください。

上から5段目の(事項)新規事業「九州観光誘客促進事業費」にあります九州観光支援交付金事業について、増額補正をお願いするものであります。

事業の内容につきましては、常任委員会資料で御説明をいたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

新規事業「九州観光支援交付金事業」についてであります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、平成28年熊本地震により失われた旅行需要を早期に回復させるため、国の九州観光支援交付金を活用しまして、夏休みや秋の旅行シーズン等に向けて、旅行プランの割引や観光プロモーション等を実施するものであります。

次に、2の事業の概要ですが、(1)の予算額

には8億6,000万円をお願いしております、

(2)の財源にありますとおり、国の九州観光支援交付金を活用するものであります。(3)の事業内容ですが、まず、①の九州観光支援旅行券交付事業としまして、(ア)の旅行予約Webサイトを活用した、県内宿泊施設の割引の実施や、(イ)の店舗型旅行会社を活用した県内宿泊つき旅行プラン等の割引などを実施します。②の九州観光支援旅行券等の販促等につきましては、九州観光推進機構や九州各県と連携しながら、九州への旅行需要を喚起するため、国内外に向けた観光プロモーション等を実施いたします。

説明は以上であります。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。

委員より質疑はございませんか。

○丸山委員 まず、議案第1号のこの東九州メディカルバレー構想のモデル事業についてなんですけれども、先ほど説明がありましたとおり、地方創生加速化交付金のほうが8,200万程度であったんですが、ちょっと残念ながら採択にならなかったということで1,600万は確保していただいたんですが、かなり金額的にも差があるもんですから、この金額の差があることによる影響とかはどのようなことになったのか、それも少しお伺いしたいと思っています。

○谷口産業集積推進室長 今回の予算でございますが、議員がおっしゃったように、かなり減額になっております。内容的に、助成する対象企業を絞ったり、それから、工業技術センターに導入予定の機器を見送る形で内容を再検討いたしまして、1,600万でお願いしているところでございます。

この減額の影響でございますけれども、対象企業を絞ったということもございまして、海外への企業の新製品、新しい機器の販路について、

一部の機械についてはおくれが出る可能性がございます。

それから、もう一点、工業技術センターでの機器の購入を見送ったことによりまして、想定していた機器の小型のものは、工業技術センターにあるんですが、そのグレードアップしたものを今回見送ったことで、地元企業のそういった試験、研究に関しまして、若干の負担が出てくると考えております。

○丸山委員 企業を絞ったとか、現在ある小さい機械で賄えるけれども、やっぱり企業負担もあるかもしれないということです。これは地方創生につながる、また外貨を獲得できるという、東九州メディカルバレー構想にとっては非常に大きな柱になっていく。絞ってしまったことによって、企業がそこでしっかり稼いでというような形や、宮崎の企業誘致なり、また雇用の創出が減ることにならないように、今後とも、何か別のメニューとか、いろんなことを国、また財政当局にもお願いして、そこは予算の獲得をお願いしたいと思っております。決意をまた改めてお伺いしたいと思っております。

○谷口産業集積推進室長 予算の確保につきましては、委員がおっしゃいましたように、こういった交付金があれば積極的に活用してまいりたいと。それから、一方で、東九州メディカルバレーを推進するに当たっての活用できる外部資金、例えば、ジャイカですとかジェットロ事業とか、そういったものにつきましても、産学官一体となって積極的に取り込んでいきたいと考えております。

○丸山委員 この件について最後なんですけど、平成27年度の補正予算なんですけれども、聞いた話によると、これはもう多分予算がつかないことになると思うんですけれども、この予算自

体は、削減とするという説明を、提案を県執行部としてはどこでされるのか。それとも、決算のときに、ただぼんとつきませんでしたというだけで説明されるのか、予算上のことはどうされるのかをお伺いしたいと思っているんですけれども。

○黒木商工政策課長 当初予算なり、2月補正で計上しまして、繰り越しをお願いした事業がございます。そういった28年度執行分の事業につきましても、年度内、執行に努め、最終的には2月補正で対応することになるかと考えております。(発言する者あり)大変失礼しました。今回繰り越しで上げていないものにつきましても、9月の決算委員会で御報告することになります。

○丸山委員 9月の決算のときに、国庫補助決定により、つかなかったということだけするというのでいいんでしょうか。

○黒木商工政策課長 交付決定がなく、つかなかったものについては決算委員会で御報告することになります。

○丸山委員 ひょっとしたらほかにも同じような案件が、調べてみたらあるかもしれませんので、つかなかったものに関しては、また予算が削減されたものに関しては、しっかり説明していただくように、きのうの本会議でもお話をしましたので、これは全ての事業に関してできるだけ早く予算の状況を早目に教えていただいて、その影響がどのような形で出てくるのかというのを含めて、またその後フォローアップをどうしていくのかを含めて、議会のほうに早目に教えていただくようお願いしたいと思っております。

○横田委員 国のほうで不採択になったということなんですけれども、その不採択になった理由は聞

かれていますでしょうか。

○谷口産業集積推進室長 聞き取りで聞いたところによりますと、一つはその事業内容が、いわゆる企業に対する助成ということで、これまでの助成のスキーム、これまでの産業振興の域を出ていないというようなお話があったと聞いております。

○横田委員 この前、県北調査で大学に行かせていただいたんですけど、すごく自信を持った説明をしていただいたんです。もうこれは絶対売れますということで、すごくこの事業にも期待されてたと思いますので、やる気といいますか、それがそがれないように、十分次の事業も考えてやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○西村委員 観光支援交付金事業の事業内容で、①の旅行交付事業は、宿泊施設の割引とか、宿泊プランとかのツアーの割引ということはわかるんですが、その下の観光プロモーションの実施の、この上の旅行券を販促するために、上が6億6,000万ぐらいに対して2億円ぐらいの販促費というのは、何か非常にバランスがいびつだなと思って。私もきのうの一般質問でも、この委員会でも言ってきたんですけど、また同じようなビラがいっぱいできたり、同じようなパンフレットがいっぱいできたり、CMが同じようなのがいっぱいできたりして、そこにこれだけのお金を使われるのかなと思って、非常に6億6,000万分のは多少の経済効果は見込めるんでしょうけれど、それを促すためのこの2億、このバランスのとり方というのは、何か根拠があって、この6億6,000と2億になっているんでしょうか。

○福岡観光推進課長 この①と②につきましては、10対3の割合で案分することが、国と九州

観光推進機構、各県の合意事項で決まっております。それに従って、各県、このいただいた交付金を案分して、この販促等も実施していると。さらに、この販促の1億9,800万円の内訳としましては、各旅行会社とかネットのオンライン会社に払う販促の手数料が1億円余必要となっております。そのほか、九州観光推進機構のほうで、ネット事業については、九州全体の統一的なプロモーションを実施するというので、それに対応する拠出金が4,800万円ほど、それ以外が県のプロモーション費用あるいは事務費、人件費等も含め、そういったもので4,000万円程度という内訳になっております。

○西村委員 さっき言った1の(イ)のほうには、店舗型旅行会社の旅行商品を活用した助成があつて入ってて、②の中には、ネット経営の旅行会社に対する手数料が含まれているようなイメージなんですか。

○福岡観光推進課長 説明が不十分で申しわけありません。②のほうに含まれている1億円余の販促手数料は、全ての商品造成に使う、例えばネットもそうですし、店舗型の商品もそうですし、そういったものに、ネット会社とか旅行会社に払う手数料全て合計したものが、いわゆる間接経費が全部②のほうに集約されているということでございます。

○西村委員 大分と、東九州道連携みたいな事業を宮崎県も一緒になってやっていると思うんです。その中で、高速道路の周遊割引とか、そういう事業を今までも打ち出してこられた、既存のそれまでやってきた事業には、こういう予算は使えなくて、また、新たなものにしか使えないという考え方でいいんですか。既存の事業と、この後からのってくる交付金事業は全く別の事業じゃないと使えないと。言い方は悪いで

すけれど、既存の事業にお手盛りすることはできないということでしょうか。

○福嶋観光推進課長 基本的には別個に実施をしないといけない事業となります。

この交付金というのが、熊本地震を受けまして、旅行需要を夏休みに向けて喚起するという目標がございまして、九州全体で150万人の旅行需要を生むという目的に向かってやる事業ですので、既存の事業とは切り分けて、その成果も求められることとなります。

○西村委員 国から言われているのは、九州全体で150万人ということに対して、宮崎県の数値目標であるのか、もしくは宮崎県に呼び込んだけれど、最終的に、大分にも行ってもらったり、熊本に行ってもらったりして、トータルで事業効果が見込めればいいというイメージなんでしょうか。宮崎県内の一応目標みたいなものがあれば教えてください。

○福嶋観光推進課長 本県の目標数値としましては12万6,000人というのがございまして、各県交付金の割合に応じてその人数が決まっております、各県その目標を目指す形になります。

○西村委員 ありがとうございます。

○横田委員 九州観光支援交付金事業ですけれど、こういう事業でたくさんの方が観光に来ていただけるとすごく期待したいんですけど、九州も全体でやっぱり周遊観光とかが中心だったと思うんですけど、熊本がああいう状況になって、どうやって周遊プランをつくるのかなと思うんですけど、何かそういう具体的な考えとかはあるんでしょうか。

○福嶋観光推進課長 国がやはり大分、熊本の周遊を非常に重視しておりまして、その関係で今回の旅行券につきましても、大分、熊本は最大割引を前期ですけれども7割、それ以外の5

県が5割という形で2県への誘客を図ろうという設計になっております。さらに、周遊商品もつくるということで、そういったメニューも国のほうが準備しているという状況です。

○横田委員 ということは、やっぱり、被災地である熊本、大分を中心に来てもらおうという考えですか。

○福嶋観光推進課長 制度設計がまさにそのように組まれているということでございます。

○横田委員 この前、テレビを見ていたら、武田鉄矢さんが発言されたことがすごく印象に残っているんです。阿蘇神社が潰れてしまったんですけど、あれをああいう状況になったから見せないんじゃないかと、阿蘇神社がみずから潰れたことで周りの人たちを助けたんだと、そういう人を助けるための神社なんだという、そういうことをしっかりとアピールして、逆に、ああいう姿を見てもらったほうがいいんじゃないかというようなことを言ってたんです。だから、熊本城も同じやと思うんですけど、本当にもう、被災者の中には観光で来てもらうのは嫌だという人もおられるかもしれませんが、それを前向きに捉えて、そういうのを見てもらうことで、また災害に対する意識づけにもなると思うし、観光と言っていいかどうかでなかなか難しいところはあるんですけど、そういった思いで熊本のほうにどんどん足を運んでもらう、そして、流れて宮崎のほうに来てもらうと。そういった周遊ルートといたしますか、それを考えていいんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○蓬原委員 確認だけさせていただきます。今、7割、5割の割引という話があったんですけど、本県の場合のここで言う割引は、どういう割引なのか。私どもが使う側だとしての説明をちょっ

と。

○**福岡観光推進課長** まずネット系で売られる商品のイメージとしまして、価格帯が例えば6,000円～9,999円のものについては3,000円の割引のクーポンを発行をします。それぞれの価格帯に応じて最大5割の割引を設定したようなものが出てくるとお考えいただければよろしいかと思えます。そのほかにも、例えば、店舗型の商品などもありますけれども、2万円の商品であれば最大1万円の割引というようなものが出てくると、あるいはコンビニであれば、5,000円のクーポンが2,500円で売られる、これは昨年そうでしたけれども、そういった形で、最大ですけれども5割引きという表示がなされるということなのです。

○**丸山委員** 九州全体では、この支援交付金は幾らか教えていただきたいのと、各県どのような形で割り振られているのかを少し教えていただくとありがたいと思っております。

○**福岡観光推進課長** 九州全体で交付金の額はおよそ180億となっております。

割り振りなんですけれども、国の要綱に示された計算式といいますのが、まず、キャンセル数は、5月のゴールデンウィーク明けまでに発生したキャンセル数を各県求められましてそれを提出したと。それが一つ根拠になっているのと、あとは、各県の旅行費用の単価を国のほうが持っております、1人当たりの消費額を各県ごとに出している。それに、割引率が、被災県とそれ以外で分かれておまして、そういった割引率を掛けた上で各県の配分を出しているということのようです。

○**丸山委員** 宮崎が8億6,000万、熊本が幾らか、そういうのがもしわかれば教えていただくとありがたいなと思えます。

○**福岡観光推進課長** 順番にいきますと、まず、福岡県が9.2億、佐賀県が1.6億、長崎県が16.9億、熊本県が65.6億、大分県が60.9億、本県が8.6億で、鹿児島県が17.5億でございます。合計180.3億になります。

○**丸山委員** 数が熊本はもちろんそうだけれど、鹿児島が17億という結構大きい交付金があるということは、宮崎の倍ぐらいというイメージなものですから、かなり鹿児島のキャンセルが多かったと認識したほうがいいのか、どういう理由なのか教えていただくとありがたいかなと。

○**福岡観光推進課長** キャンセル数で申し上げますと、本県は6万3,000人、鹿児島県が10万5,100人、これがベースになっております。ただ、旅行費用が鹿児島県が非常に今高いというのも一つ要因かなと思えます。

○**丸山委員** この宮崎の6万3,000が、聞いたことなんですけれども、旅館組合等に入っているところの数を報告しているもんだから、入っていない非組合の方のキャンセルもかなりあったはずなのに、この6万3,000というのは本当の数なんでしょうかというのを聞いたことがあるものですから、その辺はどうなんですか、事実としてどうなのかも含めて教えていただくとありがたいなと思っております。

○**福岡観光推進課長** 調査としては、旅館組合を通して実施いたしましたので、旅館組合に入っていない方、さらにその中で有効回答というのも全部来たわけではございませんので、その数字で上げているのは事実でございます。

ただ、他県の状況につきましても、実は調査方法はばらばらでございまして、国が交付金のためだったんでしょうけれども、各県に照会をかけてきて、出した数字が使われたというのは

ございます。

○丸山委員 できれば、今後の話として、こういうこともあるから、しっかり実態調査するためにそういう組合関係に入ったほうがいいですよと言うことはどうなのか、ちょっと好ましいことかわかりませんが、こういうので差ができてしまう可能性がありますので、しっかり実態調査ができるような形で、非組合員のほうからも数字がとれるようなシステムを考えないと、ちょっともったいないなど。もったいないという表現は好ましくないのかしれませんけれど、配分が少なくなる可能性があるというのは、何か協議をしていただきたいなと思っていますので、その辺は何か方法があるんでしょうか。

○福嶋観光推進課長 旅館組合ともその話はしております、もちろん旅館組合としても、なるべく多く組合に入っていたきたいということで、日ごろから努力をされているわけなんですけれども、こういった交付金事業の実施に当たっても、組合に入っているほうが早く情報が来たりとかしますので、そういうメリットを訴えながら、ぜひこの機会に入っていたくように、県としても協力をしてまいりたいと考えています。

○丸山委員 ちなみに、組合員と非組合員の割合は、大体どれぐらいと思えばいいのか。また、客室数にしたときにどんな形と思えばいいのか、もしわかっていれば教えていただきたいなと思いますけれど。

○福嶋観光推進課長 ちょっとお調べいたしますので、お時間をいただきたいと思います。

○丸山委員 あと、一番、我々がよく聞くのは、実際、ホテルとか飲食業を営まれる人には、本当にキャンセルで苦しんだということをよく聞くんですけども、事業的には、何となく旅

行会社が一番マージンを取って、もうかるような形に思ってしまうんですが、キャンセルがあったところにしっかりとお金がおちる仕組みになっているのか、ちょっとわからないもんですから。ただ、クーポンが出てきて、安く泊まれますよというだけなのか、その辺の仕組みは、本当にキャンセルがあった旅館とかホテルにちゃんとお金が支援できるような体制なのかお伺いしたいと思っております。

○福嶋観光推進課長 例えば、ネットとかに入ってますと、そのネットの会社に登録するための手数料が取られます。それと、店舗型の旅行会社で売られる商品は、その旅連に入っているということでございますので、やはり、その手数料が取られるということになります。

ただ、コンビニで売る分につきましては、全くそういうところを介しませんので、その分はそのまま旅館のほうに手数料なしで入ってくるということで、今回、制度設計するに当たりましたが、そういった旅行社だけにお金が行くような仕組みにならないように、また、中小の旅館とかがちゃんとその恩恵にあずかれるように、いろんな配慮をして組んでいると。また、今回日帰りの旅行についても、国の制度の中で認められたわけですが、それは、宿泊とか旅行会社だけじゃなくて、バス事業者とか飲食店、お土産物屋さんにも恩恵があるように、日帰り旅行も対象にしているというような設計になっております。

○丸山委員 あと地方創生加速化交付金のほうで、外国人の旅行客誘客事業とか、あと香港のプロモーション事業とかが、残念ながら国の採択にならなかったということなんで、この辺もうまくこの事業の中でやるのかやらないのか含めて教えていただきたいと思っております。

○福嶋観光推進課長 今回の国の制度の中では、インバウンドも送客支援ができるようになっております。今回の加速化交付金でゼロ査定となった香港に限らず、台湾、韓国、全てにおいてこの事業を活用して送客に努めることができると考えております。

○丸山委員 きょうの新聞でも、1,000万人が日本に来たと。けれど、九州は、熊本の影響で少ないと出てたものですから、ぜひインバウンドをしっかりとやっていくことも大きなことであろうと思っているものから、九州全体がもう落ち込んでいるということですので、やっぱりこれ本当に九州一体となって取り組まないと難しいと思っています。インバウンドをどうやって連携して取り組んでいくのか、九州で連携してやっていく具体的なことを教えていただくとありがたいかなと思っているんですけど。

○福嶋観光推進課長 まず、九州一体でプロモーションを行う中でこれは国内外となっておりますので、セールス活動ですとか、いろんなテレビ、あるいはPR関係、あらゆるプロモーションをやっていくのが一つありますし、九州観光推進機構で実施するネットの中にも、国内とインバウンドと両方ありまして、そちらでのクーポンも発行すると。さらに、各県でそれぞれプロモーションも打てるようになっていきますので、それぞれのターゲットに向けて実際、国を訪問しまして、販促もできると考えております。

○丸山委員 いずれにしましても、ここに書いておるとおり、夏休みが今後どうやって復活していくのかが大きなポイントになってくると思っています。

あとやはり一番私が心配しているのは、阿蘇、高千穂というゴールデンルートが非常に厳しい状況が続くと、その影響が全て宮崎まで来るん

じゃないかと懸念しているものから、阿蘇、高千穂というこのゴールデンルートを今後どのような形で考えているのか。また実際にどのような動きで復活していると思ったほうがいいのか、それを含めて教えていただくとありがたいかなと思います。

○福嶋観光推進課長 高千穂が非常に苦しんでいるというのは、実際にお話を聞いてよく理解しているつもりです。阿蘇とのセットの周遊ルートが多かったものから、今団体が特にその影響を受けているわけですがけれども、今回の交付金事業を受けまして、特に割合のいい熊本と組んだルートを新たにつくることで、またお客様を呼び戻す。熊本と組むことがなくても、高千穂に宿泊するプランをたくさん入れた商品をつくってもらうことで、あるいは高千穂の露出をプロモーションの中でふやしていくことで、そこにお金がおちるような仕組みをつくっていくのではないかと考えています。

○丸山委員 よく芸能人が来られて、観光地をめぐって、それで結構全国発信ができて、非常にその後観光客がふえるんじゃないかというイメージも持っているものから、そういったこともプロモーションの一つのツールとして考えていいのか、そういうのは、考えてなくてやっていくのか、プロモーションのあり方をもう少し具体的に教えていただくとありがたいと思います。

○福嶋観光推進課長 国のほうのプロモーションの計画、それと、県のほうで行いたいと思っているプロモーションの計画は一応ありますけれども、まだそこまで具体的にはなっておりませんで、新聞を使うとかテレビを使うとか、広告、中吊りを使うとか、あらゆるものが積算上は出ているけれども、まだちょっと具体化はし

ていないと。ただ、話の中で、そういった有名人に実際に発信してもらおうとか、ブロガーを呼んできて、ブロガーから発信してもらおうようなものは組み込まれておりますので、今からそういうふうにつくっていくことは可能だと思います。

○丸山委員 ぜひいろんな方々を活用していただいて頑張っていたきたいと思います。

○清山委員長 先ほどの組合員のデータに関してはどうですか。

○福嶋観光推進課長 もうしばらくお時間をいただけますでしょうか。

○清山委員長 この委員会内で出されますか、それとも後日ですか。

○福嶋観光推進課長 後日資料を提出させていただきます。

○清山委員長 そのデータについては、各委員にお配りするというのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 そのようにいたします。

ほかございませんか。

○徳重委員 旅行観光客が落ち込んでいることで大変心配しておりますが、夏休みが近いということですので。大体夏休みに修学旅行が非常に多いんじゃないかなと考えられますが、学校関係に対する呼びかけというか、各県の教育委員会、各市町村の教育委員会等に、学校の修学旅行等へは今まで以上に働きかける必要があるんじゃないか。といいますのは、やはり、数が多いというんですか、たくさんの学生がおるわけですから、集団的な行動になってくるかと思えます。そういった考え方は入っているのかどうか教えてください。

○福嶋観光推進課長 修学旅行につきましては、この交付金の中には実際は入っておりません、

対象外でございます。その考え方としましては、修学旅行はおよそ2年先の修学旅行が決まる。そのために今セールスをしている状況があります。ですので、新たな需要を喚起しないものについては、この交付金の対象としないとされております。これは、熊本、大分も同様でございます。

ただ、今回の地震で、5月は修学旅行が非常に多いわけですが、5月にキャンセルが多発いたしました。県内でも多くのキャンセルが出たんですけれども、逆に、熊本に予定していた学校が来たりというちょっとした戻りもあったところです。県内のホテル、あるいはバス事業者さんとかは、もうすぐに連休明けから行動を起こして、そういった学校めぐりをしながらまた来てくださいというお願いをして回っているところでございます。

それと、今、5月に臨時議会で議決いただいた県単の緊急支援事業があるんですけれども、その中ではバス支援とか、そういった形で修学旅行をちゃんと呼べるような支援を行っているところです。

○徳重委員 今回の地震は、それこそ何十年、何百年に一遍というような大きな出来事なんです。東北震災ももちろんございましたが、そういったことを考えますときに、九州全体が落ち込んでいるこの現実と、これだけの経費を投入しようとしているわけですから、修学旅行にも、小中学校あるいは高校、そういった学生の受け入れができるような、やはり緊急的な条件をつけられないものかどうかなという気がしてならないんですけど、そういう声は出てないわけですか。各市町村から皆さん方にそんなお話は出てきてないもんですか。

○福嶋観光推進課長 実際そのようなお声があ

りましたので、県の臨時議会で議決いただいた予算の中で、そこは、国の制度で補完できないものは県の事業でということで実施させていただいているところです。

○徳重委員 宮崎県はそうかもしれませんが、ほかの県は、やっぱり宮崎県と同じような考え方の流れがあるわけですか。

○福嶋観光推進課長 鹿児島県におかれましては、単独の予算で、やはり単独の事業を実施されていると伺っておりますけれども、ほかの県はまたほかの既定予算などを活用しながら、恐らくそれに対応されているのだろうと考えております。

○徳重委員 最後にしたいんですが、180億という大きなお金がこれに費やされることになるわけですが、これは全国のエージェントを中心として、そういう働きかけはもう自由というんですか、九州各県から関西、関東、そういった各県にそういうお願いをするというようなことはされてないものでしょうか。

○福嶋観光推進課長 各県議会がございまして、議会で予算を通した後にやはり動きを行うのかなと思っておりますけれども、九州観光推進機構が7県の分をまとめて実施するネットのほうにつきましては、もう一日でも早くということで、既に準備を始めていると伺っております。

○徳重委員 結構です。

○岩切副委員長 この観光支援交付金事業で12万6,000人の入りを考えるということなんですが、結果として、宮崎にどれくらいのお金がおちる目標というか、そんなものがあれば教えてください。

○福嶋観光推進課長 金額面での目標は特に掲げておりませんが、昨年度のふるさと旅行券事業の経済効果を見ますと、実際に交付金

に投入した4億円余りに対しまして、2次効果まで入れた経済波及効果が40億というのをみやぎん経済研究所のほうで弾いておりますので、単純計算で申しわけないんですけども、今回6億入れれば60億ぐらいいは出るんじゃないかと考えるところです。

○岩切副委員長 60億という数字は、この間、地震発生以後予想される損失と、どの程度見合うものなのかをお聞かせくださいませんか。

○福嶋観光推進課長 さきにみやぎん経済研究所が出したものでいいますと、期間が、地震発生から1カ月間の売上減少としまして、宿泊飲食サービス業で44.1億という額が出ております。

○岩切副委員長 1カ月間で44億の損害、損失があったと。さらに、高千穂の熊本からのルートなどを考えると長期間に及ぶ可能性はあるということ踏まえると、宮崎で観光産業が受けるダメージは、1カ月で44億ならやっぱり200億とか、そんな数字になるのかなって、僕も何ら根拠のない数字なんですけど、それに対してこの事業は60億円分は取り戻すだろうと、そういう考え方でよろしいですか。

○福嶋観光推進課長 60億をもっと超えるように、費用対効果のいい事業展開をしたいと考えております。

○岩切副委員長 もう一度、損害見通しがある程度あって、こういう事業をやってこれくらい取り戻そうとか、そういうような組み立ての全体像みたいなのはないんですか。

○福嶋観光推進課長 国の制度が5月31日の閣議決定をもって示されまして、それから、まだいろんな制度の詰めをやっているところでありまして、正直なところ、経済効果のところまでまだちゃんと弾けてないのが実情でございます。

○岩切副委員長 わかりました。

○清山委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○黒木商工政策課長 平成28年度6月定例県議会提出報告書にあります商工観光労働部の平成27年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明いたします。

説明につきましては、お手元の委員会資料の4ページをお開きください。

これは、平成28年2月定例県議会におきまして御承認いただきました繰越事業について、繰越額が確定しましたので、今回御報告を行うものであります。

一番上の「おいしいみやざき 食と健康関連産業創出支援事業」など、そのほとんどが国の地方創生加速化交付金を活用した事業でありまして、一番下の欄に記載のとおり、合計23件の事業について4億8,110万9,000円が繰越額となっております。

繰越明許費の説明は、以上であります。

○清山委員長 説明が終了しました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○黒木商工政策課長 商工政策課の報告事項2点御説明いたします。

資料の5ページをお開きください。

まず、県内経済の概況等についてであります。

5ページの表ですが、これは3つの機関のこの1年間の経済概況報告を記載しております。左から、日銀宮崎事務所、真ん中が財務省の宮崎財務事務所、この2つが本県経済に関するもの、一番右が内閣府の月例経済報告で、全国

の状況であります。

表の矢印の向きは、このページの一番下に記載していますとおり、前期と比較して上向きか、同じか、下向きかをあらわしたものであります。

本県の状況としては、直近の判断では、表の左下になりますが、日銀は、基調としては持ち直しの動きが続いていると、足元では観光が熊本地震の影響により大きく落ち込んでいるとされており、財務事務所も平成28年1月～3月のところに記載していますとおり、緩やかに持ち直していたが、現時点では、地震による地域への影響全体について、十分に把握する必要があるとされています。

次に、6ページをごらんください。

ここからは、主要指標について、説明をいたします。

まず、2の(1)の個人消費の百貨店、スーパーの販売額であります。左の表の真ん中にあります全店ベースの前年同月比を見ますと、一番下の3月は、暖冬の影響により衣料品がふるわなかったことなどから5.5%の減でした。

続きまして、ページ下の(2)乗用車販売の状況です。

表の4月～5月におきましては、普通乗用車と小型乗用車が前年同月を上回っているものの、軽乗用車が前年同月を下回ったため、県全体としては前年同月比がマイナスの状況となっております。

続きまして、7ページをお開きください。

(3)観光であります。宮崎市内の主要ホテル、旅館の宿泊者数の状況としましては、左上の表にありますとおり、全体としては3月まで、前年同月比でプラスの状況が続いておりましたが、熊本地震の影響により4月以降はマイナスとなっております。

続きまして、ページ下の(4)製造業であります。表の本県の鉱工業生産指数は、この2カ月は100を切った状況が続いていますが、3月は食料品工業や鉄鋼・金属製品工業などの増加により上昇しております。

続きまして、8ページをごらんください。

(5)の雇用情勢であります。アの有効求人倍率であります。本県は、全国と同様に着実に上昇してきておりまして、4月は1.18倍となっております。

また、ページ下のイであります。ハローワークで補足できない雇用情勢を把握するために、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行ったものであります。

表の上の欄、求人数につきましては、1月～3月期の実績及び4月～6月期の予想ともに増加傾向を示しています。

一方、求職者数の4月～6月期からの予想は、見方が分かれています。

また、表下の事業所の声としましては、求人は多くの業種でふえている、業種によって慢性的な人手不足となっているなどがありました。

続きまして、9ページをお開きください。

平成27年度における中小企業振興の取り組み状況を御説明いたします。

本県では、平成25年4月に宮崎県中小企業振興条例を施行いたしまして、中小企業の振興に取り組んでいるところであります。

条例の概要は記載のとおりであります。本県企業の大部分を占めます中小企業の重要性を十分に認識いたしまして、中小企業者や県を初め、関係団体、金融機関、市町村等がそれぞれの役割を果たしながら、人材育成や経営基盤の強化など基本方針に基づく取り組みを推進して、中小企業や小規模企業の振興を図ることとして

おります。

10ページをごらんください。

昨年度の主な取り組み状況について、基本方針の項目ごとにまとめたものであります。

まず、1の人材の育成及び確保であります。若手経営者や産業界を担う次世代人材の育成、若年者の就労支援に取り組みました。

具体的には、地域のリーダーとなる若手経営者を育てるため、養成塾を計7回開催するなどして、延べ214人に参加いただいたほか、県内の優れた中小企業3社に中小企業大賞を授与しました。

また、ヤングJOBサポートみやぎきを活用した若年層の就職支援を行い、6,000人を超える方に御利用いただいたところです。

次に、11ページをお開きください。

2の経営基盤の強化であります。「みやぎき経営アシスト」「宮崎県中小企業再生支援協議会」など、県、金融機関、商工団体等が連携した再生支援策に取り組みましたほか、県内14カ所に設置した経営支援チームによる中小企業・小規模事業者への経営支援は、多くの企業に利用いただいたところです。

続いて、3の資金供給の円滑化であります。県の融資制度の実施、保証料負担の軽減などによりまして、中小企業に対する資金供給の円滑化を図ったところであります。

続きまして、12ページの4の創業及び新分野進出の促進であります。

個人起業家など9社に対しまして、低料金でオフィス提供を行いましたほか、みやぎきスタートアップセンターにおきまして、創業セミナー・ビジネスプランコンテストの開催などを行ったところです。

続きまして、5の技術開発及び新製品・新サ

ービスの開発の促進につきましては、産学官のグループが行う新技術や新製品開発につながる研究開発への支援を行ったほか、工業技術センター等において、企業に対し技術相談・指導による支援を行ったところです。

次に、13ページをお開きください。

6の地域の農林水産物を初めとする多様な資源、特性等を生かした事業活動の促進につきましては、県内企業が首都圏で行うテストマーケティング活動などの支援や、バイヤーや専門家から開発商品に関するアドバイスを受ける求評会を開催したところであります。

続きまして、7の販路拡大及び取引拡大につきましては、新宿みやざき館KONNEに県産品の販路開拓専門のコーディネーターを配置しまして、首都圏のバイヤー等に売り込みを図ったことにより、県内46社の126商材が成約に結びついたところです。

また、福岡県の豊前市に設置しております県内自動車関連産業向けの拠点施設と専門家の活用によりまして、取引先開拓等を支援したところであります。

次に、14ページの8、国際的視点に立った事業展開の促進につきましては、みやざき東アジア経済交流戦略に基づいて、香港、台湾等の国際見本市への出展支援など、重点対象国ごとに官民一体となった取り組みを行いましたほか、ものづくり企業の海外販路開拓支援も行ったところです。

詳細内容につきましては、後ろにございます資料別紙にとりまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

今後とも、中小企業者等との意見交換など積極的に行いながら、現場のニーズをしっかりと把握して、実効性のある施策の展開に努めてま

いりたいと考えております。

商工政策課の説明は、以上であります。

○天辰雇用労働政策課長 雇用労働政策課でございます。

委員会資料の15ページをお開きください。

県と宮崎労働局との雇用対策協定に基づく平成28年度実施計画の策定について御説明いたします。

お手元のほうに別冊で実施計画をお配りしておりますけれども、今回は委員会資料のほうで御説明させていただきます。

まず、1の経緯にありますとおり、昨年3月に県と労働局は、雇用対策協定を締結しまして、この協定に基づき、毎年度、当該年度に連携して実施する具体的な取り組みなどをまとめた実施計画を策定することとしておりまして、昨年8月には平成27年度実施計画を策定いたしました。

2の平成28年度実施計画についてでありますけれども、(1)の施策の柱に記載のとおり、昨年度の実施計画では、①の人づくりの一体的推進から⑧の生活困窮者等の就労支援までの8つの柱ごとに、県、労働局それぞれが実施する取り組みと共同で実施する取り組みを取りまとめますとともに、成果目標などを整理しておりますけれども、平成28年度実施計画につきましても、同様の構成で新たに取り組む事業を追加しております。

次、(2)平成28年度実施計画の概要でありますけれども、次の16ページをごらんください。

施策の柱ごとに主な取り組みと昨年度設定した成果目標を記載しております。なお、主な取り組みの下線が引いてあります取り組みが、今年度新たに実施するものであります。

新たな取り組みで主なものを説明いたします

と、まず、2の若者の活躍促進の2つ目の丸の事業ですけれども、高校生の県内就職を促進するため、学校と企業をつなぐ支援員の配置や高校生活の早い段階で県内企業を知る機会の提供などを行う、「さあみやざきで働こう！高校生県内就職促進事業」を県が実施いたします。

また、その下の丸ですけれども、若者の採用・育成に積極的な中小企業を応援しますユースエール認定企業の開拓に労働局が取り組みます。

次に、3の女性の活躍促進の1つ目の丸ですけれども、女性が多様な働き方を実現できる環境づくりを推進します、みやざき女性の活躍推進会議の活動に対する支援などに共同で取り組みます。

次、5の雇用管理改善・正社員実現・働き方改革推進の2つ目の丸の事業ですが、これは、仕事と家庭の両立応援宣言をした事業所へ、社会保険労務士を派遣し、就業規則の見直しのアドバイスなどを行います「みやざき「働き方改革」加速化事業」を県が実施いたします。

前のページにお戻りください。

一番下にありますその他ですけれども、このその他に記載してありますとおり、実施計画の進捗管理、改定につきましては、県と労働局で構成します運営協議会において行うこととしております。

説明は以上であります。

○日高企業立地課長 それでは、常任委員会資料の18ページをお願いいたします。

企業立地課からは、例年、常任委員会で御報告いたしております、過去5年間の立地企業に係る当年4月1日現在の雇用実績について、ことしの状況がまとまりましたので、御説明いたします。

まず、1の調査の概要についてであります。

調査は、平成23年度～27年度の5年間に本県に立地いたしました企業に対しまして、本年4月1日現在の雇用状況を記入いただくアンケート用紙を送付いたしまして、その回答をいただいた上で、適宜、電話による聞き取り確認なども行いまして、取りまとめているものであります。

2の結果をごらんください。

対象となった5年間の立地企業は182件であります。これらの企業からは、立地計画認定の際に、立地後の数年間、例えば3年とか5年後、最終的には何人を雇用する予定かなどについて事業計画を申請していただいております。

その最終目標となる雇用者数を最終雇用予定者数として立地認定時には公表いたしておりますけれども、今回の対象となった182社の最終雇用予定者数の合計は7,418人でありましたところ、立地認定後の現雇用者数は182社のうち、操業を開始している167社の合計で5,021人となっております。最終雇用予定者数の7割程度の達成率になっております。

3には、年度ごとの表を記載しておるところです。

直近の年度に近いほど、最終雇用予定者数に対して少なくなっておりますが、これは未操業の企業や事業計画の最終年にまだ達していない企業が多くなるためでありまして、当課といたしましては、今後とも定期的に立地企業を訪問して、フォローアップ活動をきめ細かにしながら、立地企業の雇用が順調に進みますようにサポートに努めてまいる必要があると考えております。

企業立地課からは以上であります。

○福嶋観光推進課長 委員会資料の19ページをお開きください。

平成27年度県外からのスポーツキャンプ・合宿の受け入れ実績について御説明させていただきます。

まず、平成27年度、27年4月から28年3月までの年間を通しての状況であります。

プロ野球、Ｊリーグなどのプロ、社会人・学生などのアマチュアを合わせまして1,429団体、参加人数3万6,154人、延べ参加人数19万8,202人という結果で、延べ参加人数を前年と比較すると11%の増となりました。

このことは、キャンプ・合宿を行っていたいるチームの皆様の御理解、御協力、そして、キャンプ・合宿を受け入れていただいている地元市町村や関係団体の方々の日ごろからの御尽力、御努力の賜物だと考えております。

主なポイントをごらんください。

団体数、参加人数、延べ参加人数ともに前年度を上回り、ラグビー日本代表の長期合宿や読売巨人軍の秋季キャンプ実施、学生の合宿増加等により、いずれも過去最高を更新したところであります。

また、種目別に見ると、サッカー、テニス、ラグビーのほか、バスケットボール、バドミントンなどの屋内球技の延べ参加人数が、前年度と比べて増加したところあります。

なお、資料の下のほうに、年度実績の推移をグラフでお示ししております。

次のページをごらんください。

1月～3月までの春季キャンプの状況について御説明いたします。

先ほど左のページで御説明いたしました平成27年度実績の内数であります。団体数につきましては、プロ、アマチュアを含めて、合わせて521団体、参加人数は1万3,727人、延べ参加人数10万2,934人という結果でございました。

主なポイントとしましては、今春からオ릭ス・バッファローズの2軍や韓国、中国のプロサッカーチームのキャンプが実施されたほか、実業団陸上チームや大学ゴルフ部の合宿増加により、春季キャンプにつきましても、いずれも過去最高を更新いたしました。

また、観客数は、連続日本一を果たした福岡ソフトバンクホークスの歓迎パレードや「球春みやざきベースボールゲームズ」、「Ｊリーグ・スカパー！ニューイヤーカップ」の試合数増加などにより、過去最高を更新いたしました。

続きまして、経済効果等についてであります。キャンプの参加者や観客の方々もたらした経済効果は144億6,700万円、また、宮崎キャンプの様子が全国ネットのテレビや新聞で紹介された状況をCM・広告料金に換算したPR効果は75億9,900万円ございました。

主なポイントとしましては、観客数、延べ参加人数ともに増加したため、経済効果が過去最高を更新したこと。また、PR効果では、福岡ソフトバンクホークスの歓迎パレードや読売巨人軍の高橋由伸新監督や松井秀喜臨時コーチ、各球団の主力選手への注目度が高かったため、昨年と比べて増加したことが挙げられます。

21ページをお開きください。

参考までにプロ野球、Ｊリーグ等の春季キャンプの状況を添付しております。プロ野球は2軍を含めて7球団、韓国プロ野球1球団、Ｊリーグ22チーム、韓国プロサッカー1チーム、中国プロサッカー1チームが県内でキャンプを行っております。

次に、22ページにはこれまでの受け入れ実績の推移を参考までに添付させていただきますので、後ほどごらんください。

最後に、スポーツキャンプ・合宿の誘致につ

きましては、本県経済への波及効果や観光宮崎の知名度向上に大きく貢献するものでありますので、今後とも官民一体となって推進してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 記紀編さん記念事業推進室でございます。

私から、事業展開の考え方と今年度の主な取り組みについて御報告させていただきます。

委員会資料の23ページからが関係の資料となっておりますけれども、まず、25ページをお開きいただきたいと思っております。

表の上段右側になりますが、事業期間をごらんいただきたいと思っております。当事業は、2012年～2020年までの9年間の事業として取り組んでおります。現在は、フェーズ2の段階であり、これまでの取り組みを最終段階に向けてさらに成長、発展させられるよう取り組んでいるところでございます。

左側のねらいでございますが、県民の皆様は、神話や伝説など、みやざきの宝を再認識していただき、郷土に対する愛着や誇りを深めていただくことで、新たな県づくりに向けた意識の高揚を図ること。また、そのみやざきの宝を磨き上げ、誘客につなげることで、本県の観光交流の活発化を図っていくというものでございます。

事業は大きく、県外向けと県内向けに分けて整理しておりますが、最初に、表の左側、Ⅰ県外に向けての対策と取組であります。

まず、認知度を上げるとしておりますが、これは、全国に向けて情報発信し、また、さまざまな事業を行うことで、宮崎の魅力を広く知っていただくための取り組みであります。

この中で、オリンピックや世界遺産を見据えた情報発信や関係機関へのアプローチ、また、

県外の大学などとの連携事業や神楽公演など、比較的関心の高い層に向けたアプローチ、さらには、プロモーション映像の制作などブランドイメージを高めるための取り組みを行っているところであります。

その下、誘客に結びつける取り組みでは、インターネットを活用した個人旅行向けのキャンペーンなどに取り組んでいるところでありますが、特に、昨年度からは、一番下、3のところになりますけれども、「神話の源流～はじまりの物語」を共通のテーマとして、市町村と密に連携し、神話をテーマとした新たな観光づくりにも取り組んでいるところであります。

次に、表の右側、Ⅱ県内に向けての対策と取組でございますが、ここでは、県民の皆様は、神話の魅力に触れていただくための取り組みとして、県民大学や神楽シンポジウムなどに取り組んでいるところであります。

さらに、その下のⅢ今後本格化させる取組でございますが、東京オリ・パラや世界遺産の登録に向けての取り組みについて、2020年、あるいはそのさきを見据えながら、さらに取り組みを強化していく必要があると考えております。

資料1枚お戻りいただきまして、23ページをごらんください。

今年度の主な取り組みについて、概要を説明いたします。

まず、県外に向けての取り組みでは、国や関係機関への要望や情報発信のほか、1の(2)になりますが、神話に関心の高い層へのプロモーションといたしまして、県外の大学との連携によります連携講座をごらんの大学において実施いたしますほか、中ほど、②のところになりますが、国立能楽堂など、東京、奈良、福岡の4カ所でみやざき神楽の公演を行うこととして

おります。

特に、能楽の聖地とも言えます国立能楽堂への公演は、自治体の主催事業としては初めての取り組みということで、関係者の注目も集め、宮崎の魅力を大きく発信できるのではないかと考えております。

続きまして、2の誘客に結びつける取り組みでございますが、インターネットの宿泊予約サイトや女性週刊誌とタイアップしたキャンペーンを行いますほか、市町村と連携いたしまして、新たな観光づくりとして磨き上げを行ってきた各地域のさまざまな素材を地域版パンフレットやホームページにおいて発信していくこととしております。

次に、右側の24ページをごらんください。

県内に向けての対策と取組といたしまして、まず、(1)の神話のふるさと県民大学でございます。ことしも県内3大学と連携し、リレー形式で7つの講座を実施いたしますほか、神話ゆかりの地を体感できるフィールドワーク、著名な講師による神話ふるさと講演会、6校の県内小中高校に出向いて授業を行います記紀みらい塾を県内各地で開催いたします。

(2)の神楽シンポジウムでは、保存団体などの神楽関係者や一般の県民の皆様には神楽の魅力を知っていただき体感していただくためのパネルディスカッションや県内外の神楽公演を3月に開催する予定としております。

さらに、(3)の古墳に関する啓発事業では、市町村担当者向けの講演会や啓発イベントを実施いたしますほか、昨年大阪で開催し、好評いただきました古墳に関する連続講座を県内3カ所で開催する予定としております。

今年度の主な取り組みは以上でございますが、別冊で27年度の取り組みをまとめました冊子を

お配りいたしております。16ページまでが当室の実施事業を、17ページ以降に県全体の事業の掲載をしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

○酒匂オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課でございます。

委員会資料にお戻りいただきまして27ページをお開きください。

オールみやざき営業課からは、首都圏における情報発信拠点のあり方の検討について、御説明いたします。

1、新宿コンネの現状にありますとおり、本県の首都圏における情報発信拠点としまして、新宿にみやざき館KONNEを設置しておりますが、平成10年3月の開設以来18年が経過しております。店舗面積は322.5平方メートル、約100坪で運営を公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターに委託しております。

設置に伴う平成28年度予算額は、賃借料、共益費、修繕費など、1億400万円余となっております。

開設当初から平成27年度までの予算額の累計は、開設当初の内装工事等整備費や毎年の賃借料、平成21年度まで支出しておりました運営費補助など、合計で約18億5,000万円であります。

売上額等の推移であります。平成19年度に5億7,000万円余の一番の売上を記録いたしまして、近年では約3億円で推移しております。

次に、2、これまでの成果・評価でありますけれども、①のコンネ設置の経済効果としまして、これまでの売上高累計35億円をもとに計算しました県内経済への波及効果が58億8,000万円、コンネに関するテレビ放映や、店舗の壁面を利用した宣伝を広告費換算した広告宣伝効果

が29億円、合計で87億8,000万円と推計しております。

次に、②アンケートによる評価であります。昨年の11月～12月にかけて、物産貿易振興センターの会員企業を対象にアンケート調査を行いました。

その結果、新宿コンネで商品を取り扱っている企業115社では、記載にありますとおり、93.9%の108社が評価するという非常に高い評価を得ております。

コンネでは、面積が限られていることもありまして、取扱商品数に限りがありますけれども、取り扱いのある企業からは評価をいただいているものと考えております。

また、ことし2月～3月にかけて、県内市町村を対象にアンケート調査を行いました。その中で、55.6%が評価する、37%がどちらでもないとの結果となっております。これは、一定の評価はされているものの、市町村にとりまして、活用する機会が少ないことから、どちらでもないが多かったものと思われま

す。③アンケートにおける主な意見ですが、食品の品ぞろえの強化や、軽食コーナーで本物の味を味わえるようにしてほしいといった、本県の強みであります食の魅力発信を充実してほしいという意見や、県産品の販路拡大のため、商談や決済を行う商社のような機能を果たしてほしいという意見、市町村からは交流イベントなど、催事を積極的に実施してもらいたいなどの意見が寄せられました。

次に、3、取り巻く環境の変化であります。ふるさと納税や移住促進など、人口減少・地方創生の時代を迎えまして、自治体間の競争が激化していることや2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運が高まり、ますま

す首都圏の国内外への発信力が増していること、立地上の変化としましては、他県のアンテナショップが、銀座・有楽町エリアに集積していること、一方で、新宿コンネには、隣接地に高速バスターミナルである「バスタ新宿」がオープンしたことなどがございます。

28ページをごらんください。

3、今後の方針にありますとおり、アンケートの意見にありましたような、利用者の方々からの要望に応えるため、また、取り巻く環境変化に対応し、首都圏の活力を本県に取り込むためには、今年度、市町村、民間企業団体等と意見交換等を行いながら、首都圏における情報発信拠点の展開方針や機能、運営方法等を整理し、そのあり方について、費用対効果も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

最終的には、新宿コンネのリニューアル、あるいは他の不動産物件への移転のいずれかの方向性を明らかにし、具体的な今後の取り組み方針を定めてまいりたいと考えております。

今後の進め方としましては、5、スケジュール案にありますとおり、市町村や関係団体との意見交換や、県内市町村の会議を開催し、検討を進めていくこととしております。また、その検討内容について、適宜、常任委員会に御報告をさせていただき、今年度中に最終的な方針をとりまとめまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○清山委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんか。

○丸山委員 14ページのほうに、国際的視点に立った事業展開と書いてあるんですけども、我々は、ミラノ博とかにも行って、アヌーガにかなり期待していたんです。実際は、12社行って、その後、具体的に成立して、さらに伸びて

いってほしいなという思いもあるんですが、今の状況をまた教えていただくとありがたいかなと思っているんですけども。

○酒匂オールみやざき営業課長 昨年度、アヌーガの商談会、出展がございました。その中では、鮮魚につきまして、ある程度の成果が上がっているところもございました。その後、今ちょっとまだフォローをしているところがございますけれども、ヨーロッパそのものが食に対する評価がすごく高く、食そのもの、いいものについては、いい価格をつけるといった、大変食を大事にするところであるということで、参加しました企業の皆様総じて手応えを感じたと思っております。

件数で申しますと、それぞれのブースに出展しました4社によるアンケート結果によりまして、商談件数が229件、成約見込み件数が21件の約4,400万というような聞き取りをしているところでございます。

○丸山委員 たしかこのミラノ等、アヌーガ含めて約1億円の予算を投じていろいろやったと記憶しているんですけども、もっと伸ばしてほしいと思っておりますので、今後とも、ヨーロッパのみならず東アジア含めて、いろんな形で外貨獲得のためにもいろいろと中心になって商工観光労働部は頑張っていただきたいと思っておりますので、やっぱり宮崎はほとんど99.何%は中小企業と言われているものですから、その中小企業がこれによって、しっかりもうかることによって、定住も含めて、雇用促進にもつながると思っておりますので、しっかりとこれはやっていただきたいと思っております。

○蓬原委員 8ページの有効求人倍率なんですけれども、全国的に、全県で有効求人倍率1を超えました。これは間違いない数字だと聞いてま

す。本県は1.18ということですが、高校生の県外流出も非常に問題になっているわけですが、この1.18というのが県内の企業、県外の企業、その求人によるトータルの1.18だと思うんです。だから、県内と県外、就業地別というか、その区別はつけてありますか。わかっているれば参考までに教えてください。

○天辰雇用労働政策課長 この有効求人倍率につきましては、県内企業の有効求人倍率という数字でしか出ておりませんので、県外の場合は、全国各地に求人をしておりますので、各県ごとの求人倍率という形では出ずに、全国の求人倍率という数字で出ております。

○蓬原委員 ということは、純粹に県内だけの求人と求職による割合が1.18ということですね。

○天辰雇用労働政策課長 はい、そういうことでございます。

○蓬原委員 わかりました。非常によくなっているということがわかりました。これが、県外からの求職が多くて高いというのは、いわゆる県外に人が多くなるということなので、確認をしたところでした。

それと、19ページ、スポーツランドみやざきが、全国的にも非常にPRも進んで、過去最高の宿泊、あるいはキャンプ数を記録しているわけですが、たればでいいんですけど、さらに将来的にこの宮崎県のスポーツランドを確実なものにしていくために、こういう施設があれば、今後は野球とかサッカーとかラグビーとかに加えて、こういうものも誘致できて、こういうふうに伸ばしていけるんだがなという将来のプランみたいなものを、たればで結構ですが、お考えであれば、お聞かせいただきたいと。

○福嶋観光推進課長 施設という話になりますと、今一番やはり関心があるのが、次期国体の

施設がどのようなものになるかというのは非常に関心の高いところでありまして、今、スポーツ振興課を中心にいろんな検討を始められたと伺っておりますけれども、本県は、スポーツランド、スポーツの聖地ということで標榜している県でありますので、できれば、その会場数もふえるような形で、あるいは全県化、通年化ということも言っておりますので、そういったものに資する施設ができると、またこれに弾みがつくかと考えているところです。

○蓬原委員 課長の立場として、例えば、こういうのがこうなると宮崎のスポーツランドもキャンプ数ふえるなみたいなのが、今のところあればの話です。夢を語ってみてください。

○福嶋観光推進課長 今の国体施設の話でいきますと、やはり、屋外型で本県は強みを発揮しておりますので、そういう陸上競技場のようなものを、あるいはサッカー、ラグビーができるようなところが、また、新たにできるとか、そういうのがあるとありがたいなと思っておりますのと、今具体的には、ナショナルトレーニングセンターの本県誘致に取り組んでおりますので、これが実現しますと、本県のトップアスリートの聖地というところで、また一段とキャンプ誘致に弾みがつくものと考えております。

○蓬原委員 どちらかというところ、この実績は恐らく男性アスリートのキャンプかなと思うんですけど、男女の割合みたいなものはある程度わかりますか。

○福嶋観光推進課長 男女の区別はしておりません。ただ、どの層が多いかといいますと、学生が一番多く、その次、社会人、そして、トップアスリート、プロという順番になります。

○蓬原委員 ですから、今は女性のアスリートがふえてます。サッカーがもうしっかりしたプ

ロススポーツまでいったし、いろんなところで、これから女性のそういう競技種目がふえてくるんだろうと思っているんで、1回男女比率がどんなものか調べてみて、例えば、女性アスリートのキャンプをふやすとか、そういうことも一つの着眼じゃないかなと前からずっと思っていたんで、そういうことでも1回やってみていただくとおもしろい、夢が語れるかもしれませんので、よろしく。特に課長は女性ですから。

○後藤委員 15ページ、ありがたいことにこの労働局さん、ここ1年非常に動きが活発といたしますか、県との連携を図る、あるいは市町村にも出向かれ、我々議会のほう、会派にも御挨拶にお見えになってくれる、非常にありがたい。その背景なんですけど、やはり国が進めている総活躍社会であるとか、働き方の改善、改革なんですけど、今までなかった、県との非常に親密な関係といいますか、ありがたいことなんですけれども、地域雇用の面で、県と連携を図りたいという思いはわかるんですけど、その労働局さんそのものの何か方向性とか、ほかに何か国のそういった施策に基づいて非常に動きがあるのかということですけど。

○天辰雇用労働政策課長 今委員のおっしゃったとおり、ここ数年、非常に労働局が県と連携しながらということで、従来から連携をしておいたわけなんですけれども、例えば、26年からは、KITENビルの中で若者ハローワークとヤングJOBを一体的に実施していくというやり方もしておりました。

県自体が地域の実情に応じたいろんな施策をやっておると。労働局は、全国ネットワークで雇用対策を一体的に行っていると。やはりこれを融合していったほうがいいと、国のほうもそういう考えがございまして、全国的にそういっ

た一体的な実施を含めて、この雇用対策協定を進めている状況にありまして、ことしの2月末現在で、都道府県でいきますと、26都道府県がこの雇用対策協定を結んでいる状況でございます。

○徳重委員 スポーツキャンプが過去最高ということで、大変喜ばしいことではありますが、この中で、シーガイアを中心とした宿泊、スポーツキャンプによる宿泊はかなりふえているのか、どれぐらいの割合になっているのか、かなりたくさん宿泊施設があるわけですから、どういう状況になっているのか、わかれば教えてください。

○福嶋観光推進課長 スポーツキャンプの宿泊を、宿泊施設ごとに統計をとってはおりませんので、残念ながらそこはわからないんですけれども、ただ、シーガイアは、スクエア1とかラグビー、サッカーができる施設を有しておりますので、あるいはトライアスロン、ゴルフのナショナルトレーニングセンターの競技別拠点施設に指定されておりますので、そういった種目に関するキャンプは多数訪れていると。特に、ことしは、ラグビーの日本代表が、去年からですけれども長期のキャンプを張っていただいているというようなことがございますので、ラグビー、サッカー、トライアスロン、ゴルフ、このあたりを中心に多くのお客様にお泊りいただいているものと推測をしているところです。

○徳重委員 大変うれしい限りですが、これからもどんどんふえていくことは間違いないと期待いたしております。

そこで、学生のキャンプが、学生はそんなに金があるわけではありませんので、なかなか宿泊も金額的に大変だろうと思うんですが、学生キャンプには割引というか、支援があるんで

すか。

○福嶋観光推進課長 県の助成としましては、初めてキャンプを行う学生さんとかを中心に、延べ宿泊日数が30泊以上になる団体に対しまして、1人500円の助成を行っているところでございます。

○徳重委員 今年度、27年度でもいいんですが、それはどれぐらいの数になっているんでしょうか。

○福嶋観光推進課長 団体数が18件で、助成額としては70万円というのが、27年度の実績でございます。

○徳重委員 30泊というのは大変長い、1カ月です。そうなりますと、20日しか泊まらない、2週間で切り上げるケースとかいろいろあると思うんです。ちょっと30泊というのは長いかなと思うんですが、2週間なり20日というのには一切ないんですか。

○福嶋観光推進課長 説明が不十分で申しわけございません。延べ泊数が30泊ということですので、例えば、10人のチームが来れば、3日泊まっていたいただければ、延べ30人泊ということで対象になるということでございます。失礼しました。

○横田委員 記紀編さん事業についてお尋ねしたいんですけれども、この事業の最終目的は、宮崎県への誘客につなげるということだと思うんです。今現在、フェーズ2ということで、大体折り返しに入ったと思うんですけれども、前半を経過して、県外の旅行会社とかの日向神話に対する反応はどう変わってきたかとか、その辺わかってたら教えていただきたいんですけれども。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 この事業、2012年から取り組んでおりまして、いろいろ県民への周知、認知度向上ですとか、誘客に

結びつける、あるいは県外からの誘客ということで取り組んでおるんですけれども、その他の一般の観光誘客と連携して取り組んでいる中で、やはり、例えば記紀関連であれば、神社への訪問数ですとか、そういったところは数字として上がっていると認識しておりますので、徐々に浸透してきているんであろうと手応えは持っているところでございます。

○横田委員 伊勢神宮の参拝客は毎年800万人ぐらいて聞くんです。20年に1回の式年遷宮のときには1,200~1,300万人ぐらいという話なんです。ということは、もう全国民の10人に1人ぐらいの割合で、伊勢神宮を参拝されているということで、そういったことを考えると、国民の神話とか神社に対する関心というのは、やっぱりすごく高いものがあると思うんです。そういった意味で、日向神話とかの可能性もまだすごくいっぱい残っていると思いますので、これから後半戦に入るわけですけど、ぜひそういった意味での誘客につなげていけるような事業展開を期待したいと思いますので、頑張ってください。

○清山委員長 ほかございますか。1つ私聞いていいですか。企業立地課に伺いたいんですけども、18ページで、まだ最終年度に達していない企業があるので、ギャップが大きいとおっしゃっていましたが、最終年度に達した企業の中でまとめた数字はあるんですか。

○日高企業立地課長 正確に1社1社を積み上げた数値ではないんですけども、例えば、18ページの資料の表の平成23年度につきましては、立地企業の場合、多くの企業が5年間程度で最終的な雇用の目標を立てております。23年度に立地した企業は、27年度までで5年間を経過しておりますけれども、そういった企業につきま

しては、全体で、実際の雇用者数が計画を上回っている状況であります。

24年度になりますと、達成率は86.1%ということで少なくなってまいりまして、直近の年度では38.2%の達成率というふうに推移しているところであります。

○清山委員長 わかりました。ありがとうございます。

その他で何かございませんか。

○西村委員 企業立地課から毎回郵便でことしの、今回の立地企業というのを送られてきていただいて本当にありがたいんですけど、私も商工の委員会何回かやっているんですけど、今非常に頻度が多いです。週に1回、2回とか来る場合もあって、例えば、これは余計なことかもしれませんが、月に1回まとめたレポートとか、要約版でやると、小さい話ですけども、まとまってこっちも読みやすいし、保管とかもしやすいなと思ったものですから、ちょっと一考していただければと思いまして、余計なことかもしれませんが。

○清山委員長 それに関して何か御意見ありますか。「非常に多いですね」「同感です」と呼ぶ者あり）何かもう少し効率的な報告の仕方を考えていただきたい。

○日高企業立地課長 また委員長、副委員長とも御相談しながら、方法については整理したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○蓬原委員 この前、みやぎん経済研究所でしたか、地震による被害額149億円というのが出ている中で、いろんな項目がありましたけれど、この前の委員会でも申し上げましたが、その中で、宿泊のキャンセルがあったとかいろいろあるわけですけど、イベントの中止による経済マイナス効果というのがやっぱりありました。

結構上のほうにランクされていたと思います。だから、熊本で多くの方がお亡くなりになって、そのことに対して我々が日本人として喪に服する、その気持ちはわかるんだけど、宮崎には宮崎の生活があって、経済が動いているわけですから、イベントはできるだけやると。そのかわり哀悼の意を表し、お見舞いを申し上げ、そこを支援の場にかえるぐらいの気持ちでないと、熊本で地震があって人が亡くなった、じゃあどうするの、やるのやらないのとなったときに、やめようよという一つの理由づけになってしまって、結果的には、やっぱりそれがいろんなところでイベントが中止になったことによるマイナス効果が数字として出ているようですから、こういうときには、イベントは中止せずにやる。

この前、大分にこの委員会で行きましたけれど、大分に観光客を呼び込むためには、元気なところを見せないと、かえって人は来ないということで、逆に元気な姿を見せているんだと、説明いただいた部長の話にありましたけれど、同じようなことだと思うんです。我々まで一緒に気持ちが沈む必要はない。やっぱりそれなりにやって、支援すべきはちゃんと支援するという姿勢が必要じゃないかな。だから、イベントを中止しない方向に、知事が談話でも出すぐらいの気持ちで市町村長さんに働きかけるとか、そういうことが必要じゃないかなと私は思いましたけれど、部長何か感想があれば。

○中田商工観光労働部長 ありがとうございます。私も全く同感で、実は、4月末だったんですか、県と市町村の連携推進会議というのがありまして、そこで、そういう話があったもんですから、一応各市町村長さんには、そのイベントの自粛、まさしく蓬原委員がおっしゃたような趣旨で、各市町村長さんには一応お願いしたと

ころです。過度に自粛するのはいかがなものかということで、熊本地震で被害に遭われた方に対する気持ちをしっかり持ちながら、おっしゃったように、例えば、義援金をお願いするとか、そういうことで、ぜひイベントの自粛はやめていただきたいと、イベントの自粛を自粛していただきたいと、そういうお願いはしたところですよ。

関連でよろしいでしょうか。今回補正予算をお願いをしたところですけども、私どもとしましては、先ほど御説明しましたように、キャンセル自体も確かに数字としてかなり上がっているんですけど、一番心配してますのは、現実的に、夏休み向けで予約がどんどん入っていかないといけない時期なんです。それがなかなか入っていかないと、それを大変危惧しているところです。

さきの5月の臨時県議会で予算を認めていただきましたけれども、それを使って、先行して事業の実施をやっていっているところでありまして、今回、国のほうで8億6,000万円の補正予算ということでお願いしております。説明ありましたけれど、国の事業でできることと、国でできないところについては、できるだけ、5月に認められた予算でやっていくような形で、一体的に事業実施をして、影響を最小限に食いとめるような形で、本県だけでなく、九州各県と力を合わせてやっていきたいと考えております。ぜひ委員の皆様方も御支援、御協力をいただけたら非常にありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○清山委員長 よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもちまして、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後0時58分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

当委員会への報告事項等について、県土整備部長の説明を求めます。

委員の質疑は、説明が終了した後をお願いいたします。

○東県土整備部長 県土整備部でございます。よろしく願いいたします。

議案等の説明に入ります前に、2点ほど御報告申し上げたいと思います。済みませんが、座らせて御報告させていただきます。

まず、1点目でございますが、4月の常任委員会でも報告いたしましたが、熊本地震における本県の公共土木施設の被害状況につきまして、御報告いたします。

被害箇所は全て道路であります。県が9カ所、被害総額が4億2,300万円、市町村が20カ所、被害総額は4億1,700万円、合わせまして29カ所、被害総額は8億4,000万円となっております。5月の臨時議会で採決いただきました予算にかかわらず被害箇所も含めまして、早期復旧に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、2点目でございますが、先週10日に国土交通省より東九州自動車道の川南パーキングエリアに隣接する川南町有地に情報発信基地や特産品等の販売施設を整備し、地域活性化の核となる川南町の提案について、支援を実施するとの公表がありました。

今回の公表によりまして、川南パーキングエ

リアの利便性が向上し、これまで以上に多くの高速道路利用者に休息していただける施設になるよう、県といたしましても、川南町と連携を図りながら、積極的に協力してまいりたいと存じます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元の商工建設常任委員会資料の表紙をめぐっていただきまして、目次をごらんください。

まず、報告事項として、繰越明許費についてほか2件、その他の報告事項として、次期指定管理者の指定についてほか2件につきまして、御報告させていただきます。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○佐野管理課長 管理課であります。お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

平成27年度から本年度への繰越明許費の確定について、地方自治法施行令の規定に基づきまして、御報告するものであります。

このページから4ページにかけては、繰越明許費について、会計区分ごと、各課ごと、事業ごとに記載しております。

まず、3ページの一番下の枠内をごらんいただきたいと思えます。

一般会計の繰越明許費についてであります。

一般会計合計の欄の中ほど、繰越額の金額欄に記載しておりますように、177億1,179万2,571円であります。

繰り越しの理由につきましては、各事業ごとに主な理由を記載しておりますが、関係機関との調整や用地交渉に日時を要したこと、さらには、国の補正予算の関係等により、工期が不足

したなどによるものであります。

4ページをお開きください。

次に、上の表は、公共用地取得事業特別会計の繰越明許費であります。繰越確定額は3,232万7,866円であります。繰り越しの理由は、用地交渉等に日時を要したことによるものであります。

次に、その下の表は、港湾整備事業特別会計の繰越明許費であります。

繰り越しの理由は、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

最後に、一番下の部の合計の表をごらんください。一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の繰越確定額の合計は177億5,642万437円となっております。

繰越明許費の報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○上田道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の5ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、人身事故が1件、物損事故が3件の合計4件でございます。

それぞれの事故の内容につきまして、御説明申し上げます。発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりでございます。

1番目の歩行者転落事故につきましては、夜間、車をとめ、道路脇を歩行中、橋梁の高欄、田んぼ脇の空間部分から転落し、胸椎を骨折するなどしたものであります。被害者に前方不注意の過失がありますので、5割の過失相殺を行っております。

2番目の穴ぼこ事故につきまして、道路上に

発生していた穴ぼこを車で通過した際に、車のマフラーなどを損傷したものであります。運転者に前方不注意の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

3番目及び4番目の落石事故につきましては、道路上におちてきた石が直撃し、車のフロントガラスやルーフ、ドア等を損傷したものであります。本件はその内容から被害者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。損害賠償額は、12万2,400円から240万5,066円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き、道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課は以上であります。

○上別府建築住宅課長 建築住宅課でございます。

委員会資料の6ページをお開きください。

県営住宅の管理上、必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

家賃等滞納者に対する訴えの提起についてであります。

表に記載しております2名につきましては、家賃等の長期間滞納等が再三の指導にもかかわらず改善されなかったため、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行いました。両名とも誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡しと家賃等の請求の訴えを提起するものであります。表の右端の専決年月日にそれぞれ専決処分を行っております。

建築住宅課は以上であります。

○清山委員長 それでは、執行部の説明が終了しました。委員より質疑はございませんか。

○徳重委員 建築住宅課の今の説明の中で、明け渡し請求したけれど応じなかったということですが、これは、現在まだこのお2人はお住みになっていらっしゃるわけですね。

○上別府建築住宅課長 はい、そうでございます。請求しておりますが、まだ住んだままであります。

○徳重委員 訴えを起こされているわけですから、裁判の結果が出たときには、この方はどうなるわけですか。

○上別府建築住宅課長 裁判の結果が出た後につきましては、どうしても退居してもらえない場合には、強制執行までして退居してもらうこともあり得るということではありますが、判決が出た後、自主退居してもらうよう説得をずっと続けていくことになります。

○徳重委員 その方を引き受ける場所がないというようなこともあり得るのかなと思うんですが、何か方法はないものでしょうか。

○上別府建築住宅課長 明け渡し後の行き先につきましては、我々としても把握していくように努めております。また、今回の場合もそうなんですけど、生活保護の受給資格のある方で、今受給していらっしゃらない状況であるけれど、申請していない状況がありますので、福祉のほうにも情報をつないで、そういう手続をとって生活していけるように、そういったことを進めているところでございます。

○徳重委員 恐らくそういうことだろうかと想定いたしましたので、それは皆さん方がやっぱり積極的に知恵をかすというか、努力していただきますようお願いしときたいと思います。

○丸山委員 ちなみに、この2名の方はどれく

らい滞納されていると想定すればよろしいでしょうか。

○上別府建築住宅課長 明け渡し請求を行った時点で申しますと、上の方が5カ月分の滞納がありまして約17万程度、下の方が4カ月分の滞納がありまして20万程度の滞納がある時点で明け渡し請求を行っております。

今回の訴訟の間にある程度の払い込みがありましたので、訴訟の段階では、上の方が22万少し、またその間にたまったということです。下の方は、少し払われまして、10万少しになっている状況でございます。

○丸山委員 この2人は仕事を持たれているということなのか、それとも、無職なんですか。

○上別府建築住宅課長 上の方は不明です。下の方は無職です。

○丸山委員 あと入るときには、保証人みたいな方とはどうやって連絡をとっていらっしゃるのでしょうか。

○上別府建築住宅課長 当然連絡をとって応援してもらうようには努めております。

○丸山委員 本来だとかこういう訴えの提訴にならないのが一番いいんでしょうけれど、本当に義務といたしますか、公平性のためには、いたし方ないと思っておりますけれど、適切にさせていただくとありがたいかなと思っております。

○岩切副委員長 細かいことを聞いて申しわけありません。6ページのほうは、家賃等請求と損害賠償金請求という表現の違いがある点について確認させてください。

○上別府建築住宅課長 今回は裁判所への訴えの提起でありますけど、最初に、報告でも申し上げましたように、本人に対しまして住宅の明け渡し請求を行います。その明け渡し請求を行う

際に、明け渡し期限を設けて請求しております。応じられない場合には、明け渡し期限の翌日から賃貸借契約が解除となりまして、その翌日から家賃のかわりに損害賠償金という形で発生しております。上の方はその前の家賃の滞納分と賃貸借契約解除後の損害賠償金両方ありましたので、家賃等と。下の方は、家賃の部分については払われまして、損害賠償金の部分の滞納が残ってましたので、損害賠償金だけを書いているということでございます。

○岩切副委員長 もう一点、今度は5ページのほうの一番上の方は、21年に発生した事故なんですけど、8年経過しての清算という状況なんですけれども、これは、治療期間が長かったのか、その50%の過失責任等の交渉等に時間を要したのかという点なんですけど、お聞かせいただければありがたいです。

○上田道路保全課長 本件は人身事故であったため、入院と通院による治療が終わった後でない金額が確定しませんので、実は転院も2回ほどされて、結構長くかかったと。あともう一点は、被害者の方は、大阪の方であり、途中で交渉の窓口の方も変更になるなど、必要な書類があるんですけど、それが届いたのが、結構最近になってからだったということで、一応、相殺については了解はされていたんですけども、それに対して提出資料が遅くなったということです。

○岩切副委員長 ありがとうございます。最後に、保険からの支払いだと伺いましたが、どの程度のものにどれくらいの費用をかけて保険加入されているのか、参考までにお教えいただけませんか。

○上田道路保全課長 ことし、28年度契約でいきますと、保険料として710万3,140円が年額で、

保険の限度額としては、人身、一つの事故に対して5億円、1名5,000万と。あと物損、1事故1,500万までは一応保険の限度内ということになっております。

○丸山委員 賠償の関係なんですけど、この4件ともそれぞれ原因があると思っているんですけど、その対応はしっかり対応済みとってよろしいでしょうか。例えば、転落しないように何かやったとか、落石しないようにやったとか、それを含めて教えていただきたいんですけど。

○上田道路保全課長 一番上の歩行者転落については、道路の中での車どめはあったんですけど、転落の防止柵、歩行者用のがなかったものですから、それについては、4段のガードパイプですか、あれを設置しました。あと穴ぼこ等については、穴埋めをしたところなんです。あと落石等については、山のほうが高いところとかありましたので、そこについては、防災工事を含めて対応するようにしております。

○丸山委員 繰越明許が決まったもんですから、大体平成27年、特に事業費が、災害等も少なかった関係で、工事料等含めて、物すごくやっぱり少ないというイメージを持っているんですけど、決算のときにわかると思っているんですけど、27年度は非常に公共工事的には厳しい年だったと思っているんです。前年度、25年度とかと比べたときに、かなり施工業者さんのほうから、27年度は厳しかったという声を聞くもんですから、どういうイメージを持てばいいのか、もしわかっていたら教えていただきたいと思っております。

○佐野管理課長 委員がおっしゃいますように、27年度の予算が厳しかったというお声は伺っているわけですが、その大きな原因としましては、国の経済対策の補正分が26年度末、かなり少ない状況でしたので、そこからの繰り越し等

がなく、27年度分が少し目減りしたのかなという感じは持っています。

県の当初予算ベースでいきますと、大体対前年度公共事業は100に近い数字を保っておりますので、そういう意味では、経済対策分が大きく影響したと考えております。

○清山委員長 それでは、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○小倉空港・ポートセールス対策監 港湾課でございます。

みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園に係る次期指定管理者の指定について御説明をいたします。

資料会資料の7ページをお開きください。

県では、サンマリーナ宮崎及びサンビーチーツ葉を合わせましたみやざき臨海公園並びに県立阿波岐原森林公園の管理運営につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しておりますが、今年度で今期の指定期間が満了となりまして、来月7月から次期指定管理者の募集を開始しますことから御報告させていただくものであります。

まず、7ページの1の現在の指定管理者の管理運営状況についてであります。

(1)の施設の概要の3つ目の丸ですが、現在の指定管理者はマリンパークスと申しまして、みやざき公園協会、フェニックスリゾート、宮崎マリーナ3社によるグループでの管理運営を行っております、平成24年4月1日～平成29年3月31日までの5年間の指定期間となっております。

(2)施設利用状況であります。過去4カ年度のデータを掲載しておりますが、昨年度の両公園の利用者数は過去最高となっております。なお、サンビーチーツ葉の利用者数が大きく減

少している部分がありますが、こちらは平成26年度から「みなと祭り」の花火大会が、サンビーチで開催されていたものが開催されなくなったことによるものです。

次に、(3)施設収支状況であります。7ページから8ページにかけまして、両公園の収支状況を掲載しておりますが、まず、みやざき臨海公園の収支につきまして、こちらで特徴的なものとしましては、自主事業収入がふえているということでございます。今期の指定管理者、この5年間、イベント開催ですとか、それから、飲食サービスの提供といった自主事業に熱心に取り組んでおりまして、その結果がこのような収支にあらわれているものと考えております。また、収支に関しまして、ここ3カ年黒字になっております。

また、8ページにまいりまして、県立阿波岐原森林公園につきましても、自主事業に積極的に取り組んでいるところでありまして、全体の収支として黒字を維持しているところでありませう。

続きまして、(4)利便性、サービス向上、利用者増加に向けた取り組みについてですが、みやざき臨海公園は、先ほど申しました自主企画イベントの充実、海水浴期間以外の公園利用の推進に努めておるところであり、県立阿波岐原森林公園についても自主企画イベントや利用者への情報提供などに取り組んでいるところでありませう。

続きまして、(5)両公園の管理運営に関する評価でございますが、まずみやざき臨海公園につきましても、平成27年度に過去最高の利用者数となっております、利用者数の増加が図られております。指定期間を5年にしたことで、飲食サービスやサンドフラワーフェスタなどの

新たな自主事業の展開ができてきているところが一つの要因でありまして、課題であった海水浴期間以外の集客にもつながっております。また、安全管理につきましても、海水浴期間中に適切に人員配置するなど、利用者の安全確保に努めているところです。今後は、さらなる自主事業の展開ですとか、利用者のニーズに的確に対応することが望まれるところであります。

県立阿波岐原森林公園につきましても、臨海公園と同様に地域特性を生かした自主事業に積極的に取り組んでいるところであります。また、地域のまちづくり団体との連携に加え、植栽などに取り組んでリゾート感を演出しているところでありますが、今後もより一層の利用者満足度を高めるための自主事業等に取り組むことが望まれるところであります。

次に、9ページに移りまして、2の次期の募集方針についてであります。

まず、(1)の業務の範囲につきましては、施設の利用、維持及び保全、安全管理等に係る業務でありまして、今期と変わっている部分はありません。

(2)指定期間につきましては、平成29年4月1日～平成34年3月31日までの5年間です。

(3)の基準価格につきましては、これは両公園の管理運営に必要な費用として県から指定管理者に交付する指定管理料の上限額でございます。こちらは5年間で総額8億557万円と積算しておりまして、年額は1億6,111万4,000円で、内訳はごらんのとおりでございます。今期、すなわち5年前の基準価格と比較しますと、1,776万2,000円増加しております。これは、消費税率及び労務単価の上昇に加えまして、今回の募集から利用促進企画費と申しまして、現在、両公

園で利用者の皆様に定着している自主事業を次期においても継続できるようにするための最低限の費用を指定管理料として交付したいと考えております。

次に、(4)募集の概要ですが、募集期間が7月7日～9月6日の2カ月間で、別途募集に当たっての説明会も開催する予定です。募集については、県の広報や各種メディアを活用して案内をかける予定としております。

続いて、(5)資格要件ですが、9ページから10ページにかけて掲載しております。ポイントになりますのは、①の宮崎県内に事業所または事務所を有するまたは設置しようとする法人であること、10ページの⑨1級の小型船舶免許とクレーン運転手免許の取得者を配置できるものであることでありまして、それ以外につきましては、一般的な不適合要件であります。

続きまして、(6)、10ページになりますが、選定についてでございます。審査の流れは、まず県で一次審査として書面の審査を行いまして、二次審査で有識者で構成されます選定委員会の委員により、一次審査通過者のプレゼンテーション、ヒアリングという形で審査を行います。その後、県のほうで改めて三次審査を実施しまして、その結果を受けて、県として指定管理候補者を決定いたします。二次審査の選定委員会の有識者は、宮崎大学の熊野教授を委員長としておりまして、そのほか、税理士、公園緑地・地域交流のそれぞれの専門家及び利用者を代表する方から構成しております。

続きまして、(7)選定基準につきましては、①住民の平等利用の確保、②両公園の効用を最大限発揮すること、③管理運営に係る経費縮減、④管理運営に必要な経理的基礎及び能力を有すること、⑤環境保全への対応や地域貢献等の5

点を挙げております。

11ページに、この基準をベースにいたしました(8)審査項目と配点がございます。こちらを二次及び三次審査で活用いたします。それぞれの基準ごとに審査項目がございますが、特に、公園の利用に関する事及び管理運営能力に関する事に配点の重点を置いているところがございます。

最後に、3のスケジュールについてですが、既に6月2日に第1回目の選定委員会を開催いたしましたして、募集方針等を議論しました。募集につきましては、7月7日～9月6日まで、その後、9月上旬以降に一次から三次の審査を実施しまして、10月中旬ごろには指定管理候補者を決定する予定であります。その後、本県の指定管理者指定について11月の定例県議会で議案として提出しまして、議決いただいた後おおむね年内には指定管理者を指定して、来年4月1日から新しい指定管理者による業務を開始する予定でございます。

説明は以上でございます。

○**巢山都市計画課長** 都市計画課でございます。

委員会資料の12ページをお開きください。

(仮称)県土美化条例の制定に向けた取り組み状況について御報告いたします。

まず、1の条例制定の目的についてですが、本県は、全国に先駆け、昭和44年に宮崎県沿道修景美化条例を制定するなど、豊かな自然を生かした美しい県土づくりに取り組んでまいりました。この県土美化につながる沿道修景の取り組みは継続しつつ、その基本的な考え方を受け継ぎ、真に豊かな暮らしを実現するために、美しい宮崎づくりの基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務または役割を明らかにするとともに、県土の美化及び広域的な

景観に関する施策を総合的に推進する条例を制定するものであります。

次の13ページをごらんください。

条例が目指す姿と施策のイメージであります。

条例の目指す姿といたしましては、経済的な豊かさと県民が心豊かに暮らせ、おもてなしの心が訪れる人の心にも響くような観光の再興にもつながるような美しい宮崎づくりを目指したいと考えているところです。

次に、施策の方向性としていたしましては、1つ目に、美しい県土づくりの担い手をより多くの県民、事業者、まちづくり団体に広げていくこと、2つ目に、県民一人一人の身の周りを初め、空港や駅といった本県の玄関口、県内外から多くの人を訪れる観光地などの目的地、沿道、沿線から見える風景などを美しくすべきエリアと捉えて、その取り組みを県全体に広げていくこと、3つ目に、市町村とも連携し、海岸や河川、山並みといった広域的な景観の保全・創出についても取り組みたいと考えているところです。

資料の12ページにお戻りください。

条例案の検討体制であります。庁内の関係課長を委員とする「宮崎県県土美化条例等検討会議」と学識経験者、関係事業者、まちづくり活動団体、市町村代表を委員とする「美しい宮崎づくり推進有識者会議」という2つの組織を設置したところでございます。

次に、3の条例制定に向けたこれまでの取り組みと今後のスケジュールについてですが、昨年11月の景観まちづくり講演会を皮切りに、1月から5月にかけて検討会議と有識者会議を重ねてきたところでございまして、現在は県民等を対象としまして、アンケートを実施しているところでございます。

資料の14ページをごらんください。

県民等アンケートの概要についてであります。

まず、目的については、現在検討中の条例や施策に反映させるとともに、アンケートの取り組みを通じて、県民等の県土美化に対する意識の醸成を図ることを目的としております。

次に、2の実施期間についてであります、6月15日～7月15日までの1カ月間としております。

次に、3の実施の内容についてであります、(1)の周知方法につきましては、報道機関の情報提供や県庁ホームページ等による情報発信のほか、市町村と連携して各種団体等への情報提供を行っています。

(2)の実施方法につきましては、インターネットを使ったWebページからの回答のほか、県の各庁舎、市役所、町村役場、道の駅等に置いたアンケート用紙でも回答いただけるようにしているところであります。

(3)の対象者につきましては、宮崎県在住の方、旅行で訪れた方など、県内外を問わず広く対象としているところであります。

4の質問項目につきましては、景観に対する関心の有無、本県の景観に対する評価、景観づくりや美化活動への取り組み、今後、美しい県土づくりを推進する上でどのような施策が必要かといった内容の設問を設けているところでございます。

資料の12ページにお戻りいただき、3の中ほど、6月以降のスケジュールをごらんください。

今後は、先ほど説明いたしました県民等アンケートや7月に開催予定の市町村との意見交換会の結果も踏まえつつ、検討会議や有識者会議を重ねながら、条例案を検討していくこととしておりまして、9月ごろには、条例の骨子案を取りまとめて、11月のパブリックコメントを経

ることといたしまして、条例の検討に当たりましては、適宜県議会への取り組み状況の御報告をいたしながら、来年2月には条例案を上程させていただきたいと考えております。

都市計画課の報告は以上であります。

○前内高速道対策局長 高速道路等の整備状況と課題について説明いたします。

資料の15ページをお開きください。

初めに、1番の整備状況の概要について説明いたします。

図の中に①から⑮まで各区間に番号を振っておりますので、その番号順に説明いたします。

まず、北から順に九州中央自動車道についてです。

①の延岡―北方間の13.1キロメートルは、昨年4月に開通済みです。

②の高千穂―日之影間の5.1キロメートルは国が現在事業中です。早期供用を目指しています。

③の蘇陽―高千穂間は、国が計画段階評価を行っています。これは、新規事業化を目指して幅が1キロメートルほどある大まかなルートなどを検討しているものです。

④の日之影―蔵田間は、調査中であり、新規事業化を目指しています。

熊本県側の矢部―蘇陽間も同様に調査中であり、小池高山―矢部間は現在事業中です。

次に、東九州自動車道についてです。

4月24日に宮崎市と北九州市が高速道路でつながる歴史的な節目を迎えたところであります。

⑤の大分県境から清武南までの127.8キロメートルは供用済みです。

⑥の清武南―北郷間の17.8キロメートルは、国が現在事業中です。早期供用を目指しています。

⑦の北郷―日南間の9.0キロメートルは、国が

現在事業中であり、平成29年度に完成予定です。

日南志布志道路についてですが、⑧の日南—油津間の3.2キロメートルが今年度新規事業化されました。

また、鹿児島県側は、⑨の夏井—志布志間の3.7キロメートルが新規事業化されました。

⑩の油津—串間—夏井間の約34キロメートルは、ことし1月に都市計画の決定手続が完了しており、事業化に向け調査中です。

次に、都城志布志道路についてです。

国土交通省、宮崎県、鹿児島県で事業を進めているところであり、⑪の国土交通省施行区間13.4キロメートルのうち、供用済み延長は1.9キロメートルで、現在、事業中区間11.5キロメートルのうち、南横市—平塚間の2.8キロメートルは、平成30年度に完成予定です。

⑫番の宮崎県施行区間8.6キロメートルのうち、供用済み延長は3.2キロメートルで、現在事業中区間5.4キロメートルのうち、梅北—金御岳間の2.5キロメートルは、平成29年度に完成予定です。

⑬の鹿児島県施行区間22.3キロメートルのうち、供用済み延長は8.3キロメートルで、現在事業中区間14.0キロメートルのうち、有明北—有明東間の4.3キロメートルは平成29年度完成予定です。

次に、⑭のスマートインターチェンジについてです。

スマートインターチェンジは、現在3カ所において、西日本高速道路株式会社及び地元自治体と連携しながら事業を推進しています。北から順に、門川南スマートインターは、平成28年度完成予定、国富スマートインターは平成31年度完成予定、山之口スマートインターは平成28年度完成予定です。

次に、⑮番の川南パーキングエリアについてですが、西日本高速道路株式会社が、給油所の新設を検討中です。また、冒頭部長から報告がありましたとおり、川南パーキングエリアの隣接地におきまして、川南町が情報発信基地や物販施設の整備を検討中です。

最後に、九州縦貫自動車道についてですが、えびのから宮崎までが開通済みです。

以上が整備状況の説明です。

次に、下側、2番の課題について説明いたします。

南海トラフ巨大地震などの大規模災害の対応の観点や、県内の経済活動の基盤をつくるという観点から、(1)ですけれども、まだ事業化できていない区間の早期事業化が課題です。

また、(2)ですが、事業化できた区間は、早期に供用開始することが課題です。

次に、安全安心の確保や利便性向上の観点から(3)ですが、本質的な対策である暫定二車線の早期四車線化に向けた付加車線の設置のほか、居眠りによる車線の逸脱を防ぐ、でこぼこの区画線など、当面の措置としての安全対策も課題です。

また、(4)ですが、給油所や休憩所などの充実も課題です。事故を未然に防止するという観点からも、休憩所などのさらなる充実が課題といえます。

最後の(5)につきましては、全体に関する話になりますが、開通直後からストック効果を最大限に発揮させるため、高速道路のさらなる利活用促進が課題です。

説明は以上でございます。

○清山委員長 以上で説明が終了しました。委員より質疑はございませんか。

○徳重委員 つい先日、私は、山之口のスマー

トインターでちょっと休憩をしとったんですが、福岡からおいでになったお客様が、あそこに電気自動車の充電所があるんですが、それが詰まっていたんです。恐らくナビのほうにはあると出とったんじゃないかと思うんですが、慌てて宮崎まで走れないと言っていたらっしゃったんですが、そこで工事されている方にいろいろ連絡をとって、連携されておったようでしたけれど、我々はそのまま出ていったんですが。これから電気自動車が高速道路を走るとは非常に多いんじゃないかなと思いますが、これの設置状況はどうなっておるものでしょうか。

○前内高速道対策局長 今手元にはちょっとデータはございませんので、後ほど調べて回答したいと思います。いずれネクスコ西日本に話を聞いて、また後ほどお答えしたいと思います。

○蓬原委員 実は、山之口のスマートインターですけれど、大分できました。地元からもかなり期待されているところですが、今、都城一宮崎間、1,050円かなと思ってますけれども、これが山之口と宮崎だった場合には、前聞いたときには50円安くなると聞いたんですが、料金は幾らになるかということと、実際聞きたいのは、この山之口スマートインターの利用台数見込み、乗降数は大体どれぐらいを見込んでいらっしゃいますか。

○前内高速道対策局長 済みません、多くて恐縮なんですけど後日お答えします。料金につきましては、その料金の体系が、いわゆる初乗り料金のようなものと距離によって加算されることになっております。ですので、山之口のスマートインターができますれば、当然、距離が短くなる部分は安くなりますので、幾らなのかというのは、割引等もありますし、普通車と軽自動車と値段が違いますので、また後ほどお答えさ

せていただきたいと思います。

○葦方道路建設課長 山之口スマートインターの供用後の計画交通量ですけれども、1日当たりで約1,400台、宮崎方面が約9割という計画になっております。

○蓬原委員 1,400台で多いのか少ないのかわからないけれども、山之口スマートインターが今ない状態で、宮崎方面が9割ということでしたが、都城インターから宮崎方面に乗る台数は今どれぐらい、今都城インターを利用しておられる方の何割が、この山之口でおりにることになるのでしょうか。大体見込みでいいです、つかみでいいです。

○前内高速道対策局長 済みません。これも調べてお答えしたいと思います。

○蓬原委員 細かい数字を言いよるわけじゃないんです。というのは、このスマートインターができることによって、宮崎方面あるいは熊本方面からもあるんでしょうけれど、山之口でおりに。今、かなりこの山之口の中心市街地というかその界限は、合併後寂れているというか寂しくなっているんです。これは1,400台ということですけど、山之口でおりにことによって、多少高千穂方面に回るんでしょうけれど、大半は、都城、三股方面に行くんだろーと思えますが、単なる通過交通の発生じゃなくて、ここに発生する、人が通過するこのにぎわいを、山之口の当然中心市街地を通る車もかなり多くなるんじゃないかと思うんで、経済活性化につなげられないかと。ただ通過交通量がふえるだけでは、地元としては余りうれしいことでもないもので、便利にはなるけれども、そういう見方をしているので、今お尋ねしたところだったんです。

○大谷県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)
委員がおっしゃったように、山之口のにぎわ

いという課題があると思います。山之口のほうでにぎわい創出、そういった協議会等もできておまして、どうにかスマートインターチェンジを利用して活性化しようという動きもございますので、市とか我々県もそういったことに協力してにぎわい創出に努めていきたいと考えておるところです。

○蓬原委員 地元から、どこかその一部かわかりませんが、地元の物産を売る施設みたいなものの設置要望みたいなのが出てますでしょうか。聞かれてませんか。その協議会の中でのいろいろ協議されているように聞いてますが。

○大谷県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

そういった要望についてはちょっと把握してないんですけども、駅を利用しているいろんな活動をするとか、そういった取り組みはされているということは聞いております。

○横田委員 今、暫定二車線で、対向車線との分離がポールでやられてて非常に危ないという話になってますよね。先日、テレビでワイヤーを張ることで、ぶつかった衝撃を吸収して対向車線にはみ出さなくて済むと、そういうのがあったんですけど、そういった安全対策も検討されているのでしょうか。

○前内高速道対策局長 いわゆる事故防止という幅広い観点から、県からもそれなりの分析をして、今ネクスコと相談をしているところがあります。ただ、恐らく御指摘の車線と車線の間にはラバーのポールしか立っていないところに、何かしらの固いものを置こうとしたときに、実は、それを置くための幅がネクスコの管理する区間にはないというところがありまして、そういった制約事項が多い中でどういったことができていくのかということ、ちょっと今ネクスコと頭を悩ませているところでもあります。

○横田委員 暫定二車線ということで、将来は四車線になるかもしれないということですよ。それで、中央分離帯に構造物を立てるとということは、すごく難しいという話も以前から聞いていたもんですから。でも、日本全国、二車線を通っている高速道路もあるみたいですけど、事故もかなり起きているみたいですので、何らかの対策をしていただければと思います。

○西村委員 県土美化条例について伺いたんですが、沿道修景美化条例を発展させたイメージを持っているんですが、その中で特に沿道修景美化でいつも疑問に思っている点がありまして、この場で聞きたいと思うんです。中央分離帯に植木があつて、有名なのはフェニックスとワシントンニアパームとか立っていて、すごいきれいな道路だなと思うんですけども、維持管理のために、よく片側をとめて、伐採をしたりとか、場合によっては、草を刈ったりとかいう状況があります。また草もすぐ伸びてしまって、夏場なんか、1カ月もしないうちにまた茂って、道路交通上非常に見えにくくて危ないなと思うときに、1年のうち多分8割ぐらいはもうなければいいなと思ってしまう場合があります。もちろんワシントンニアパームの長い直線道路は非常にいいんですが、例えば、今、東九州道を通ったときに、東九州道にも真ん中に植栽があつて、物すごい草が伸びて非常に見えにくい状況もあるんですが、これは法律上のくくりで、例えば、4車線何メートル以上の道路には、中心部には植栽しなさい、絶対しなさいというような法律があるのでしょうか。

○上田道路保全課長 まず、1点目のワシントンニアパーム等の片側通行制限については結構伸びているというか、高さがあるもんですから、意外と枝おとしとかについては、クレーンとか

使うものですから、どうしても半分締め切って、片側交互でやっていると思います。

あと先ほど言われました東九州道については、ちょっと今のところ持ってないんですけれど、ネクスコさんが一応管理されているとか、そういうような状況にはなっているんですが、沿道修景のほうで延長的にとか、そういうのはないんですけれど、美化条例のほうでは、推進路線ということで、県内の一応重要港湾とか空港とか、そういうのを連絡するところ、もう一つが、官公庁を結ぶ道路については、推進路線ということで、沿道美化に努めているところです。そこについては、植栽というくくりで施行等をやって、なおかつ草刈り等については、言われるとおり、時期を見て刈ってはいるんですけれど、なかなか夏場については伸びが早いものですから、年に2回とか3回というくくりで、盆と正月とあと1回はゴールデンウィーク前とか、季節ごとに刈っている場所もあります。全部が全部、そういうようにやれるような予算もないものですから、1回刈りとか2回刈りというふうに交通量も含めて区分はしているところです。

○西村委員 法律上のくくりみたいものはないようなんですけれども、例えば、日向の細島港のところの県道沿いには、ワシントンニアパームがあるんですが、それは、道路の両脇にあるんです。両脇にあることによって、制限する時間、車線が少なかったりとかということを考えると、なぜわざわざ後々やりにくい中央分離帯にあえていっぱいやっていくのかなと。中央分離帯にやるということは、右折したり、左折したりとか、隣から飛び込んでくる車に対して、もしくは本当は通ってはいけないけれども、歩行者が渡ってきたりとか、そういうときに非常に見つけにくいなと思って。これは、今後新しくできる道

路にも中央分離帯があって、そこにまた植栽されていくのは、これは疑問だなんていつも思っているものですから質問させていただきました。その中央分離帯に関しての設計、もちろん道路をつくる時に設計されます。設計される時に、どこに植栽したらいいかという場所を、常にその2年後、3年後とか5年後とか、そういうのを何かしっかり検証する部内というか課内の機関というのはあるんでしょうか。

○上田道路保全課長 今の沿道美化だと、基本計画の策定をするということで、実は、沿道修景美化条例自体はそのままなんですけれども、先ほど言いました推進路線とか、あと中央分離帯に植えたワシントンニアパームを含めて植樹の樹種が多分30年、40年たって結構高くなってます。通常のバイパスなんかには植えてあるものも実は維持管理が大変な時期に来ているものですから、先ほど言いました交通安全上支障があるところについては、撤去も含めて、今見直しをしようということで、各植栽地区ごとに検討をこし始めたところです。建設当時については、もともと樹木のほうが低いものですから、そういうことは考えないんですけれど、将来的に10年、20年、30年後の考えを持って、建設のほうにもお願いはしているところなんですけれども、なかなか現地のほうでは、そこまで見えないところもあるのかなという感じを持っています。

○西村委員 もうやめますけれど、今、木の間隔を長くしようとか、伐採してとかいう話は私も聞いておりますけれども、今後は維持費にどんどんかかかっていかないような取り組みもこの条例の中で盛り込んでいかなければならないと思います。本当に我々のところにも、あそこの道路のを早く切ってくれとか、あの竹が伸びているからどうにかしてくれというのは非常に多

く要望があって、この中では、言い方悪いですけど、その地区のことは地区でやってくださいよみたいな部分も、県民にお願いしなきゃいけない部分もこの条例の中で出てくると思うんです。そこも含めて、県民からの要望と、こっちからお願いする部分とを見越した条例になっていけるようお願いを申し上げておきます。

○後藤委員 関連なんですけど、今回のこの県土美化条例、先ほど沿道修景では、重点路線というか、ある程度優先順位つけられている部分がありまして、今回の条例はエリアの拡大、それと、市町村と連携、特に市町村との意見交換の中で生まれてくるものは、非常に大事なところなんです。今西村委員がおっしゃったように、担い手の拡大というのは、本当に温度差があるというか、地域によっては非常に協力的なパートナーシップを持っておられるところがあるんですが、市町村との連携をもう少し意見交換を含め強化すべきじゃないかなと思うんですが、そこ辺の御意見を。

○巢山都市計画課長 市町村との意見交換会も予定しておりまして、この条例は理念条例でございますので、連携しながら進めていくと考えております。意見交換の中では、これまで市町村が独自に取り組んでいる取り組み、こういったものもこの条例の中で一体として施策を展開していくということで、さらに連携したいと考えております。

○蓬原委員 今の県土美化条例ですが、基本理念を定め、市町村、県民、事業者の責務及び役割等を明らかにするとともに、県土の美化及び広域的な景観に関する施策を総合的に推進する条例ですから、具体的なことも伴うのかなと思うんです。今、私がお尋ねしたいのは廃屋です。空き家がいつも問題になっています。美しい県

土、それと、もともとが沿道修景美化という概念からきたことも考えると、場所によっては、この沿線に県の管轄外ではあるけれども、そこにずっと張りついていた家屋が、かなりの数が廃屋になって、草ぼうぼうになって、屋根は朽ちてという部分が、今名前ほどこと上げませんけれど、結構あるんです。だから、やがて、それは個人の持ち物ではあるけれども、景観の大きな阻害要因になるなと思っていて、今いろいろ検討会議をされてますけれど、そのあたりの廃屋、空き家に対する議論は、なかったものでしょうか。この人口減少社会で、いずれは大きな社会問題になるなと思っています。

○巢山都市計画課長 県土美化で目指すところは全員参加で、身の回りをきれいにさせていただくという県民参加の部分がございます。その中で、廃屋という景観阻害の要因というのもあるかと思います。美化については、新たに創出したり、保全するほかに、やはり阻害になっているものを取り除くというのも重要なことかと思えます。

ただ、空き家等の財産となるような物件につきましては、倒壊して危険になったり、もしくは犯罪等の温床になったりといったこともございますので、そういった案件がもしあって、この中で議論することになりますと、関係部局とも連携しながら、その対応については検討していきたいと思えます。

○蓬原委員 国がたしかこの廃屋、空き家に対する基本方針みたいなのを数年前でしたか、つくりましたよね。記憶が100%じゃないですけど、それとの兼ね合い、整合性みたいなものが、この中にうたわれないのかなという気がしているんです。県民の責務、役割があるわけですから、例えば道路に面する廃屋等については、行

政からの働きかけによって何か処置するみたいな、その法律もちょっとよく見てないからわからないけれども、一応問題提起だけにしておきたいと思います。

○**東県土整備部長** 先ほど来から、委員の皆さんから市町村との連携というお話でございますけれども、宮崎県の全市町村が景観行政団体ということになっておりますので、当然、その部分を含めて連携していく。それぞれの市町村のいろんなお考えもありますし、特色がある、そういうのも生かしていくのも大事だと思っておりますので、連携を深めていきたいなと思っております。

それと、今ほど蓬原委員から出ました空き家対策のお話です。法律的には特措法なんかで空き家対策という話が出ておまして、廃屋に対する対応とかいうのが出ています。確かに言われる沿道のところに古い建物があって、せっかくの観光地のイメージがおちているようなところも、私も目にすることがございます。それをどういう施策で、どの法律でやるのかというのはちょっと整理はしなければなりませんけれども、一つの景観、あるいは美しい宮崎という観点から、その辺はしっかりまた議論をしていきたいなと思っております。

○**蓬原委員** よろしくお願いいたします。

○**横田委員** 指定管理者の選定についてお尋ねしたいんですが、一次審査は書類に基づく資格審査ということなので何の問題もないと思うんですけれども、二次審査は選定委員会が選定基準に基づいて点数をつけるということだと思うんですけれども、この三次審査はこれまでありましたか。

○**小倉空港・ポートセールス対策監** 前回までは三次審査というものはございませんでした。

今回からになります。

○**横田委員** その理由はどこにあるんでしょうか。

○**小倉空港・ポートセールス対策監** 三次審査を入れました理由としましては、二次審査までの有識者による評価になるんですけれども、そこから候補者を選定する、議案として提出する場合の候補者として選定して、公表するまでの段階が透明性が余らないという御意見があったところがございます、その公平性・透明性の確保という趣旨で今回から三次審査、これは指定管理全体の問題ではあるんですけれども、三次審査というものを導入しているというところがございます。

○**横田委員** それは、県の職員が審査することですか。

○**小倉空港・ポートセールス対策監** 三次審査の委員は、県の職員ということになります。

○**横田委員** その件でそういう話があったと思うんですけれども、以前は、選定委員会に県庁職員が1名ないし2名入ってて、応募する団体の中に県庁のOBが入ってて、そういうことで、平等性・公平性が確保できないんじゃないかという批判があって、それを改めるということで、委員会の中に県庁の職員が入らないということになったと思うんです。それで、二次審査で何団体上がってくるのかわかりませんが、また、最終的に県の職員がそれを選定するのは、何か最初にまた戻ってしまうような気がするんですけれども、そういうことにならないんですか。

○**小倉空港・ポートセールス対策監** 委員御指摘のように、三次審査で県庁の職員が入るのであれば、結局似たようなことになるんじゃないかというような話もありますけれども、やはり、

基本的には二次審査の結果、二次審査は、いろんな専門家、有識者の方々が幅広い観点でもって意見をいただいて、そこで得た意見というのは、それは尊重すべき部分ではあるかなと思いますし、ある意味、そこで得たものは、三次審査において、透明性・公平性というか、そこで得た意見を踏まえた上で、結局的に、県として決定する候補者でございますので、そこに透明性・公平性を維持したということで、今年度から改めたというところがございます。

○横田委員 何かよくわかりませんが、ちなみに、二次審査で何団体上げるとか、それは決まっているんですか。

○小倉空港・ポートセールス対策監 二次審査から三次審査に上げるものは、基本的には二次審査で評価したものを、場所を変えて三次審査でも、一次審査で結果が出て、二次審査での評価を得たものを、また別に三次審査でも、県の職員として、二次審査は有識者ですけど、三次審査では県の視点として評価して、三次審査で評価を得たものを最終的には県として選定するという形になりますので、選定する者が違うという形になりまして、最終的には県が選定するという形になります。二次審査というのは専門的な知見で見てもらおうところになるかと思います。

○横田委員 何かそれでは、二次審査の審査員の人たちの審査がすごく薄くなってしまいうような気がするんですけど、その責任というか意味合いというか、本当にこれでいいのかなと思いますけれども、何か腑に落ちません。

○佐野管理課長 指定管理制度については、総務部の行政経営課のほうになるかと思いますが、そちらのほうで、こういった県全体としての仕組みをどうするかというのを検討して、こうい

う方向でやろうというように決めた経緯があるようでございますので、そこあたりをちょっと確認して、また説明させていただければと思います。

○横田委員 わかりました。お願いします。

○清山委員長 ほかはございますか。私もそれに関連して伺いたいんですけど、やはり、以前、たしか代表質問等でそういう指定管理の制度のあり方について質問があって、それを受けて変わっていった経緯があるんですが、今回何の説明もなく、いきなりすつとこういうふうに指定管理者選定のあり方が変わってきて、これでやりますというのは、ちょっと説明が足りないかなと思うんです。この二次審査の結果は、今まで私どもが担当課に聞くと、きちんと中身の点数なども我々に対しては説明があったんですが、今後こういう仕組みになって、二次審査の結果の点数、そして、それぞれ応募者の順位、そして、次に三次審査でどのように変わっていったかという流れは、はっきりわかるようになるんですか。

○小倉空港・ポートセールス対策監 対外的にわかるようになるかという点でいいますと、二次審査の得点を決める具体的な審査過程につきましては、企業の利益ですとか、個人情報などがありますので、その部分の審査過程については、公開できる部分ではないと。情報公開の対象にはならないかと思いますが、二次審査、三次審査の結果として、どういう候補者が選ばれるかということにつきましては、公開の対象にはなると思います。

○清山委員長 今まで最終点数は公開というか、一般公開ではないにしても、我々議員が照会すれば点数はわかったんですが、そこについては、今後こちらに対しても説明はできなくなるとい

う話ですか。情報公開の度合いが変わるんですか。

○佐野管理課長 済みません。現状においてちょっと正確なところが確認できませんので、確認をして、またそれも含めて御説明を、また後日でもさせていただければと思います。

○横田委員 この指定管理者の応募は、当然みんなすごい時間と労力をかけてつくってくると思うんです。それで、やっぱりおちたらおちたでしょうがないでしょうけれど、何でおちたのか、どこが足りなかったのかなど、それは絶対知りたいと思うんです。そういうのをやっぱりちゃんと知らせてやらないと、公平性とか平等性は確保できないと思うものですから。いろいろ話を聞いてみたら、確かに向こうのほうが上やわと、そんなふうに納得できるような指定管理の選定の仕方にしてもらわないと、もう指定管理者制度そのものが何か壊れてしまうような気がするんです。だから、ぜひそこらあたりもしっかりと検討していただきたいと思います。

○清山委員長 ほかがございますか。

○前内高速道対策局長 先ほどお尋ねのありました都城インターチェンジの利用台数についてです。平成28年3月のデータです。1日の平均で出入りの交通量が約1万2,300台であります。

○徳重委員 沿道修景の中で、沿道の草刈りのお話をさせていただきたいと思いますが、路肩より70センチですか、何か基準があると思うんです。幾らになっていますか。

○上田道路保全課長 道路の脇のほうの草刈りの幅については、路肩のほうで、たしか約80センチです。

○徳重委員 80センチかなと思います。それでいいんですが、実例があったんですけど、80センチは刈っていただいているんです。その次

が、あと50センチ、そんなにたくさんあるわけではありません。県道の敷地内ですから、そんなにないんです。もうちょっと刈ってくれたら見通しもいいし、せつかくの道路がよく見えるしいいなど。たまたまセイタカアワダチソウかな、高いです。交差点の周辺両方、田んぼの中です。両方田んぼだったんですけど、その中に物すごく高くこれが生えとって全く見えません。それで、農家の人たちやら大変困られて、何とかできないかといったらできません。もう一発だったそうです。私のところに言ってきたから私は自分で行って、150メートルぐらいでしたけれど、半日かかって刈りました。それはそれでいいんですが、そういう状況判断によって、皆さん方が見られたらわかるわけです。それを、業者が刈ったら早くきれいにできるわけです。その分は追加でも出してやるというような、それぐらいの気持ちがあってもいいんじゃないかなと。普通の状態ならいいんです。大したことないと。普通の状態ならいいんだけど、特別にここは見通しが悪いし、危険だなど、状況によっては追加も認めてやるという、そういうことはできないものかどうかお尋ねしておきます。

○上田道路保全課長 先ほど言いました幅については、原則という話の中で、先ほど言われたように、交通安全上、視距の確保とか、そういうものがあれば、今言った80センチとかにこだわる必要はないと思ってますので、我々としても、今後は事務所のほうに伝えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○徳重委員 ぜひそうしてください。事実があったから、お話するわけで、そういうのは、やっぱりやってやるというのが温かい行政かなと思いましたので、あえて申し上げました。

○清山委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、先ほどの指定管理の点で十分説明できない点がありましたけれども、委員会はあすまでなんです、後で委員間協議で採決なども決めたいと思うんですけれども、採決の前のタイミング等で担当課のみに来ていただいて説明するというようなことは可能でしょうか。

○佐野管理課長 できるだけそのように対応したいと思いますと思いますが、総務部との関係もございすので、そこを確認をとってから、後でお知らせしたいと思います。

○清山委員長 その他この点については、正副委員長に一任いただいているのですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのようにいたします。

それでは、その他ありませんか。

○丸山委員 一般質問でもさせていただいたんですが、内示差がかなり大きく出ているものから、ぜひ圧縮を図っていただきたいと思っております。この前、全体を聞いたんですけれども、各課それぞれ公共工事の内示差が出ていると思うんですけれども、管理課の課長でもいいんですけれども、それぞれ課ごとに、どれぐらい内示差が出ているのかというのを、もし今手元にデータがあれば教えていただくとありがたいかなと思っているところなんですけれども。

○佐野管理課長 先日、知事のほうで説明させていただきました。公共3部では95億で、そのうち50億、これは補助公共交付金事業、それと、直轄事業負担金含めて50億ぐらいになっております。課ごとではありませんが、事業ごととい

いますか、それで御説明いたしますと、補助公共交付金事業約36億円でありますが、道路関係が16.4億円、河川が7.2億円、砂防が5億円、港湾が2.3億円、都市関係が5.4億円、建築が0.3億円という形になっております。

また、直轄事業負担金の内示差が約14億円ございます。これでいきますと、道路が7.4億円、河川海岸関係が0.2億円、港湾が1.5億円、空港関係が1.2億円、高速道関係が3.4億円、災害が0.5億円となっております。

○丸山委員 ぜひ全ての事業にできるだけ圧縮をかけていただきたいのと、特に直轄の部分は県の負担は少なくてもしっかり事業ができるという認識を持っているものですから、その辺をしっかりと国のほうに働きかけてもらって、しっかりとやっていただきたいという思いと、この前いろいろ聞かせていただきましたら、県は少なくとも市町村のほうに結構改良系が回ったというようなことがあって、県の特に改良系の工事費が非常に内示率が悪かったと聞いておるものですから。宮崎県において、今後さらに改良系を含めてやらなくちゃいけないというのがありますので、ストック効果とかいろいろな、今、言葉が変わっているので、なかなか要望してもつきづらいではなくて、しっかりと内示差を縮めていただき、また、できれば補正をしっかりとっていただける。補正のときも、どうしても、今の補正を見てみると、防災関係とか、そういうのがメインになってしまっていて、改良系は結局つかないというのが、ジレンマが非常にあるものですから、できる限り宮崎県の実情をしっかりと訴えていただいて、工事費の確保に頑張っていたいただきたいと思っております。

○東県土整備部長 内示差に関しましては、昨年度来からもいろんなところで取り上げていた

だいております。私どもも、知事を筆頭に要望をいろいろする中でやっているんですけど、今年度も残念ながら赤が出たということでございます。

今、御指摘のように、県全体での伸びは決して悪くはない。1.08ぐらいだったと思うんです。国交省の多分全体が1.01とか、そういう中での配分で非常に良い。ところが、言われるように、市町村への配分にどちらかというといっている、県の事業がどうしても少なくなったという実態はあります。

私どもも、予算要望に当たっては、経済諮問会議の状況であるとか、8月の概算要求で出ている中身を見て、どこが重点になっているのかと、そういうポイントを絞って予算要望をやっております。また、ストック効果のお話が非常に強くて、ストック効果が発揮されている、あるいはできるようなところについては、やっぱり重点という話で、昨年のストック効果の事例集をつくって、それをもって要望に回るというような活動をしております。

その結果だとは思いますが、昨年度の補正関係は、県の方だけでも63億ぐらいトータルいったんですけども、全国的にもかなり上のほうで、たしか6番目とか、九州では2番目のような予算を確保しました。その関係で県土整備部の予算も当初の内示差を穴埋めできてプラス上乘せという形になります。災害が少なかった、災害が70億、80億減額でしたので、全体的にはちょっと厳しい話にはなっていますけれども、公共事業については、そういう形で取り組んでおりますので、今年度も同じような形で8割執行をやります。下半期のお話のように、余りどうなるんだと、今後予算がどれだけあるのかというお話もありますので、国の動向も注視

して、もし補正が組まれるようであれば、それにすぐ対応できるように、私のほうも常にそういう準備を進めております。そういう形ですっかり確保していきたいと考えておりますので、またこれからも御支援いただければと思います。よろしく願いいたします。

○蓬原委員 指定管理のところでもあったんですが、それは、指定管理者の話だったので、話はしませんでした。このマリーナの視察にまいりました。かなりの砂だまりのようで、西村委員からもこの前、結局、砂の堂々巡りではないかという話もあったりして。砂の除去等に結構な費用をかけていらっしゃるようでして、指定管理者で約9,000万ですか、これは指定管理料ですから、あとその維持管理に相当なお金を出しておられるようで、私どもも久しぶりに見にいってみましたけれども、ここは、1回根本的に見直しをされたほうがいいのではないかと、ある委員からの指摘もあって、私も確かにそういう気がしましたので、その意見に賛同したところでした。やはり、あそこに、あのマリーナがあることにちょっと無理があるのではないかなという気もしたり、例えば、天然の良港という言葉も使ったんですけど、北と南に分散して、その所有者の感覚とか、あそこだから持っていくとか、いろいろな事情があることはわかっていますが、このままずっといくと、相当費用を垂れ流ししていかないとということになりますので、今、中の突っ込んだ話まではきょう私はするつもりはないんですが、どっかで、またここで5年間指定管理の期間はあるわけではありますが、何か別な発想から、このマリーナのあり方みたいなのは考えていったほうがいいのではないかと、この気持ちを強く持ちましたので、一言申し上げました。もし何かお考え、

感想があればお聞きしたいと思います。

○矢野港湾課長 港湾課でございます。

委員のおっしゃるとおり、今の宮崎港のサンマリーナは、非常にいろんな問題が山積していると思います。ただ、現状であそこの一ツ葉公園、臨海公園そのもの、マリーナと海岸含めて、海洋性レクリエーションの拠点、また、県の重要な観光地の一つとしても定着しているところなんです。それでも、毎年航路が埋塞とか、そういった状況もありますので、これは、一般質問、議会でも報告しておりますけれど、昨年度末から、今、いろんな測量結果のデータを解析しております、こういった対策をすれば、早期にそういった状況から解消されるかとか、また、そういったものに対しての事業化に向けて、今年度、専門家の意見を聞きながら検討していきたいと思っています。

それから、マリーナ機能の分散についてですが、これも、西村委員からもちょっと質問があったりしたんですが、今、細島港では、小型船溜まり計画ということで棧橋を計画したところなんです。これは、プレジャーボート対策の一つであるんですが、そういった係留施設には、ああいった大型クルーズ船も係留できるということもあります。また、細島港の場合は、周りの緑地、昔からの伝統、歴史のそういった緑地と景観を踏まえながら地元と一緒に検討していくということで、マリーナという位置づけまではいかなくても、そういった非常に親水性のとれた、調和のとれた施設も可能ではないかと、これも、また地元の人たちと、まちづくり協議会とか一緒に検討していきたいと思っています。

あと、マリーナが、これは、つくろうと思うと、重要港湾の中では港湾計画に位置づける必要性があります。小型係留施設とマリーナとい

うのは一緒のくくりであるようではあるんですが、実は、マリーナという定義は、いろんなそういった一つのスポーツレクリエーション用の考え方で、非常に防犯機能があったりとか、あと給電施設、給水施設、よく高級なクルーザーボートがとまっているマリーナというのが全国でも紹介されたりとかあるんですが、そういった施設をマリーナと位置づけてはいるんですが、宮崎の場合は、そういった需要の掘り起こしはまだやってはいませんし、それで、いろんな地区ごとの係留施設の中で、そういったオーナーの方がそこにとめることは実は可能なんです。そういったときに、それがマリーナのような景観を醸し出すというときは、地元の人とそういったまちづくりとかを含めて話し合いながら、考えていくのかなと思っています。

ちょっとはっきりしたお答えにはなっていないと思うんですが、一応宮崎港のマリーナについては、そういった、今北のほうで直轄事業で海岸事業も行ってますし、その効果も検証しながら、今のマリーナ施設をどうしたら効果的に、皆さんが利用しやすい施設になるかというのを考えていきたいと思っています。

○蓬原委員 きょうは深掘りしませんが、あそこに係留しておられるプレジャーボートかな、この前、現地に行きましたけれど、数もそんなにびっくりするほど多くはない。だから、そのためにそれだけの維持経費を使うことが果たしてどうなのかというのものもあるし、ほかに方法があるのであれば、できるだけ、それだけの経費をかけずに、景観はあそこじゃないといかんよということになれば、それはどうしようもないことだけれど。いろいろあるんでしょうけれど、一つの考え方として、こういう財政状況の厳しいときでもあって、先は人口は減少、高

齢化、そういうことも傾向としてあるわけですから、きょうは提言だけにしておきますけれど、我々ももっとこの委員会でいろいろ調べて議論を深めていければなと思います。今、おっしゃったような、もしそういう検討されるのであれば、その都度御報告いただければありがたいと思っております。

○清山委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了です。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時29分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

皆様にお伺いしますが、本日の審査内容を踏まえて何か御意見があればお願いいたします。

○横田委員 直接は総務部かもしれないけれど、さっきの指定管理者の選び方は、絶対におかしいです。やっぱり一言言ってもらったほうがいいかなと思うんですけど。

○清山委員長 説明を聞いて、そのときの皆さんの意見を踏まえて、委員長報告に盛り込みたいと思います。

○蓬原委員 丸山委員から話が出たけれど、旅館のキャンセルの捉え方、6万3,000泊。だから、もしかしたら、カウント漏れがもっといっぱいあるんじゃないか。6万3,000で8億幾らなので、あれがもし7万泊あればもっとふえたはずなんです。だから、そののところ、しっかりした基礎データなので、ここの統計の取り方については、今すぐにはできないかもしれないけれど、担当が違うかもしれないけれど、しっかりそのカウントできるような体制をとることが必要だ

ろうと痛切に感じました。

○清山委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもって討議を終わります。

採決についてでございますが、最終日に行くことになってますので、17日に行いたいと思います。開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのように決定します。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 以上で本日の委員会を終了します。

午後2時31分散会

平成28年 6 月 17 日 (金曜日)

午後 1 時 2 分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	清 山 知 憲
副 委 員 長	岩 切 達 哉
委 員	蓬 原 正 三
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	横 田 照 夫
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	西 村 賢

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	郡 司 宗 則
行 政 経 営 課 長	小 田 光 男

県土整備部

県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	大 谷 睦 彦
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	森 山 福 一
部参事兼管理課長	佐 野 詔 藏
港 湾 課 長	矢 野 透
空 港 ・ ポ ー ト セ ー ル ス 対 策 監	小 倉 佳 彦
都 市 計 画 課 長	巢 山 藤 明

事務局職員出席者

議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明
議 事 課 主 事	八 幡 光 祐

○清山委員長 委員会を再開いたします。

本日は、総務部次長と行政経営課にもお越し
いただいております。先日の県土整備部の審査
におきまして、次期指定管理者の指定について
質疑がなされましたけれども、このことについ
て、所管の総務政策常任委員長と協議の上、総
務部の行政経営課へ説明を求めることとなりま
した。それでは、説明をお願いいたします。

○小田行政経営課長 指定管理候補者の選定に
つきましては、昨年度末に審査の流れを一部変
更しておりますので、概要を御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の10ページをお開き
ください。

(6) の選定の①審査の流れの部分と別紙で
お配りしております指定管理候補者決定までの
流れ、1枚紙でございますけれども、これをあ
わせてごらんください。

これまでの指定管理候補者の選定方法につ
きましては、外部委員による二次審査の後、県が
候補者の案を決定するまでの過程がわかりにく
いといった御意見をいただいております。こ
れまでも、知事決裁を受ける形で、県として候
補者の案を決定したところですが、総務部とし
ましては、さらに透明性を高める必要があると
判断し、審査の基本的な流れはこれまでと同
じでございますけれども、今年度の選定から県に
よる三次審査として、部長、次長、連絡調整課
長、施設所管課長をメンバーとした指定管理候
補者審査会を設け、二次審査後の県内部の意思
決定過程をより目に見える形にしたところ
でございます。

1枚紙の指定管理候補者決定までの流れの
新という、右側のほうでございますが、その流れ

でございます。今申し上げた指定管理候補者審査会というのは、この三次審査のところに当たります。三次審査におきましては、外部委員による二次審査結果を十分踏まえつつ、一方で、二次審査と同じ審査基準に沿って公の施設の適正な管理を確保するという観点から、施設所管課が改めて評価を行い、この両者の判断を踏まえて県として最終的な候補者の案を決定することとしております。

このことによりまして、県の意思決定の過程が明確になるとともに、透明性もより高まると考えたところであります。

仮に二次審査結果と異なる判断を行うこととなる場合には、2役協議を行い、県として最終決定することとしております。

指定管理者の候補者選定に当たりましては、公平性・透明性の確保は非常に重要だと考えております。県内部の事務処理の部分ではございますけれども、今回三次審査を実施することで、二次審査の後から候補者決定に至るまでの過程が、これまでよりも目に見える形になり、また、審査結果は公表することとしておりますので、県の判断のあり方がより明確になると考えております。

説明は以上でございます。

○**清山委員長** 以上で説明は終了しました。委員より質疑はございませんか。

○**横田委員** きょう私が言い出しっぺですので、最初に質問させてもらいますけれども、二次審査の審査員の選び方はどういうふうを選ぶんだったですか。

○**小田行政経営課長** 二次審査につきましては、これまで選定委員会のメンバーとしては、外部有識者を選定しておりました。今回も二次

審査の選定委員会については、それと同じ外部有識者で選定したいと考えております。

○**横田委員** いや、そうじゃなくて、この委員の選び方は、どういう基準で選ばれるのかということです。多分すばらしい人だから選ばれるんじゃないかなと思うんですけど。

○**小田行政経営課長** 選定委員のメンバーにつきましては、原則として施設ごとに設置し、同一目的や類似の施設では、まとめて一つの選定委員会で選定審査が可能であります。そういう場合には、業務の効率化が図られる場合には、合同での選考も検討するというふうになっております。

委員につきましては、財務経理関係を見ることが出来るもの、それから、各施設で行う事業についての専門的判断ができる学識者、有識者、それから、施設利用者の代表者など、施設ごとの特性を考慮しながらバランスのとれた構成とすることとしております。

このうち、財務経理関係を見ることが出来る委員としましては、公認会計士や税理士のみならず、例えば、中小企業診断士のほか、実務的に審査を行える能力を有する者などの活用も考えられております。

○**横田委員** 旧のほうで、博識のあるそういう基準で選ばれた委員が決定した内容がちょっとわかりにくいという説明だったんですけど、どういう意味でわかりにくいんですか。

○**小田行政経営課長** 二次審査で審査をいたします。その後、最終的には県が決定することになります。二次審査で決定した後、県のほうで最終的に決裁という形で候補者の決定をするわけですが、その過程がちょっと見えづらいということではございませんので、その

過程を明確にするということで、今回三次審査を入れたということでございます。

○横田委員 二次審査で選定した団体を最終的に県のほうで認めるとか、そういう形でしょう。そんな見えにくいことはないような気がするんですけど。

○小田行政経営課長 今回のこの指定管理という制度自体は、県が指定候補者を指定する、これは、ある意味行政権でございます。行政行為としての決定ということになります。最終的には、県が責任を持ってそこを選定するというところでございますが、基本は二次審査の結果をもとに県のほうで決定するというところでございますけれども、その過程が、今までは決裁という形で決めていたものを、改めて、県の意思を明確にするために、今回三次審査という形で審査を行って決定するというところに改めたところでございます。

○横田委員 それでは、新のほうは、二次審査で決定した内容と三次審査で決定する内容が変わることも考えられるわけですね。

○小田行政経営課長 二次審査の結果につきましては、十分踏まえるということでございますが、今の仮定の話でいきますと、二次審査と三次審査の候補者が変わる可能性はあると思いますが、先ほど申し上げましたとおり、その場合には、2役協議を行い、県として最終決定をするという形にしたいと考えております。

○横田委員 2役協議で決めると言われましたけれど、結局、二次審査、三次審査が異なる結果になった場合は、やっぱり県庁職員、課長とか部長とかが決めたことに2役は決めるんじゃないですか。二次審査の責任とか役割が物すごく軽くなってしまうような気がするんです

けれど、二次審査の意味合いがすごく薄くなるような気がするんですけど、違うんですか。

○小田行政経営課長 三次審査の中で審査いたします際に、二次審査結果は十分踏まえるということでございますが、公の施設を預かる行政側の立場として、施設所管課のほうでも改めて評価を行うということでございます。この両者の判断を踏まえて、最終的な候補者の案を決定するというところでございますが、仮に二次審査結果と異なる判断を行うこととなる場合には、2役協議を行います。二次審査の結果というのは十分尊重されるべきだとは考えております。

○西村委員 今の質疑も聞いてて、そこまで強く県が管理していくんだったら、指定管理者なんてやめてしまって、直接管理に戻してしまえばいいんじゃないかなって、結局のところ、やっぱりそう思うんです。この二次審査でこういう施設が決まった場合には、今まで委員会ごとに、こういう点数で、A社のほうが何点でした、B社のほうが何点でした、だから、A社に決まりましたっていう報告が毎回なされているわけじゃないですか。でも、今度もしそういうひっくり返ることがあったら、二次審査では、A社は何点だったけれど、B社のほうがこういうところがすばらしいと県が判断しましたから逆転しましたということがもし仮にあったら、じゃあそもそもその委員を選んだ県側の立場もおかしくなるし、その委員の判断が間違っただということになれば、そもそも有識者は何なのかって、全ての根底が崩れていくと思うんです。横田委員もそのところを指摘されていると思うんですが、追認機関であったものが、いきなり今度は審査機関に上がっていくというこ

とですから、これはやっぱり大きな変化だと思うんです。今の説明じゃやっぱりとても納得いかないし、県がそこまでがんじがらめにするんだったら、もう指定管理者なんかやめてしまって、県がしっかり管理しますと、そのかわり、コストも下げて頑張りますって言ったほうがまだいいんじゃないかなって思いますけれど。直接管理からこの指定管理にわざわざしている意義が失われると思うんですが、そこはどうなんですか。

○小田行政経営課長 指定管理者制度の意義につきましては、民間の活力を活用する形で県民サービスの向上と、それから、コスト縮減を図るという大きく2つの目的だろうと思ってます。これまでも、公の施設291施設ございますけれども、既に143施設、5割弱でございますけれども、指定管理候補者制度を導入しております。これまでの運営状況を見ますと、県民サービスの向上であったり、コスト縮減であったりという効果が得られてますので、指定管理者制度自体は有効なものだと、効果的なものだと考えております。

今回の選定につきまして、これまで二次審査後、そのまま候補者決定に至るまでは、ある意味追認ではないかという御指摘もありましたけれども、一応この候補者決定については、県が主体性を持って判断するという部分がありますので、これまでとその点については変わることはないと思ってます。追認ではなくて、改めて、それはやっぱり県が決裁という形で意思決定をしていたという整理で考えております。

○西村委員 民間のサービス力がすばらしいから、それをうまく引き出してというところは非常にそうだと思うし、コスト管理もそうだと思う

うんですけれども、やっぱりそのいいものを見きわめるのは、それは県職員の方々がだめとは言いませんけれど、県職員の方々よりも、こういう有識者のほうが目が肥えているからこの人たちに審査員をしていただいておりますわけじゃないですか。その人たちの判定を超えるというものは、もっともっと専門的見地をもって審査しなきゃいけないんだから、例えば、この審査員の中に県の中の担当部局の一番知識のある人が入って行って、1人ふやしたり、2人ふやしたりして、そこに県の意見も織り込んでいったらいいんじゃないですか。ほかの選定委員会では、そういう選定委員会はないですか。県職員とか県の担当が入っている、教育委員会とかは何かそういう感じでは入っていたと思うんですけれども、そういう形じゃだめで、改めて県だけでやるというのが、今おかしいというものが上がっているんで、そういう県が入るとするのはだめだったんですか。

○小田行政経営課長 二次審査で民間有識者による選定委員会で審査することは、おっしゃるように、専門的な見地から、それから、サービスに関わる見識の深い委員のほうからいろいろ御指摘いただくということで、今回も新しい流れでは、その分は変えていないということで考えております。

ただ、最終的に、県が候補者を決定するという意思決定につきましては、やはり、そこを明確化するために、あるいは主体的な決定を明確にするために、今回三次審査というのを導入したところでございます。

○西村委員 この委員会に県職員が入るのは。

○小田行政経営課長 二次審査で県職員が入る

ということですが、これは、議会のほうからの御指摘もあって、外部有識者のみにするというので、現在まで至っているところでございます。

○丸山委員 今課長が言われていたとおり、以前は、指定管理の審査するときに、多分、執行部の次長のクラスの方々が審査委員会に入っていたというので、それは余り好ましくないんじゃないかというような議会の意見が出たと思ってますけれど、あんまり議論をしないままぱっと抜いてしまって、このシステムがここ数年続いて、また、去年、私も清山委員長と同じ総務委員会だったのに、ぱっと言った発言を、議論を余りせずに、執行部サイドのほうでこういった議論があるから改正したほうがいいという説明もせずに、ぽんとここに出てきているから非常に困惑している状態なんです。本来は、この議論は、総務政策常任委員会ですべきなのに、ここでやるからおかしくなっていると思ってますので、何か整理をしっかりとしてほしいというのが我々の気持ちですので、まず、そこ辺を委員会で。確かに議会のサイドから出たと思ってます。それをちゃんと議論をせずにぽんと変えてしまっているということで困惑してますので、しっかり総務委員会の中でもやっていただけたらと思いますけれど、今回、ちなみに、この委員会の中で、これは報告事項だと思ってますので、我々が報告を認証しないと、7月7日に公募開始するというので、これにかなり影響があるのか、むしろ二次審査、三次審査ということですので、まだ影響がないと判断してもいいのか、今回の公募が7月7日から始まるということですので、影響がないと理解してもいいでしょうか、どうでしょうか。

○小倉空港・ポートセールス対策監 この議論が後ろに伸びたときの影響でございますけれども、実際の実務的な観点から申しますと、公募が開始されてから約2カ月間公募期間をとりまして、大体9月初旬から中旬ぐらいまで2カ月間とるという形になります。11月議会に本件の指定についてかけるとなりますと、大体10月初旬ぐらいに議案の提出という形になりまして、非常に2～3週間ぐらいの込み入った時間で一次から三次審査を全てこなさなきゃいけないと。1回当たりの審査の提案書が、大体300～400ページぐらいの大量なものになって、それは何社からも出てくると審査もそれなりに実務的に大変なことにもなります。結論を申しますと、大体今の公募期間から何とか頑張って1週間ぐらいであれば、実務的にあとの場所はできるとは考えているんですけども、そういったところで少し時期的な部分では影響は考慮しなきゃいけないかなと考えております。

○丸山委員 あとちょっと確認だけさせていただきたいのは、二次審査も三次審査も公募に手を挙げられた方は、プレゼンテーションをしないといけないのか、結局、二次審査だけがプレゼンテーションで終わるのか、どちらなんだろうかと。

○小田行政経営課長 応募者によるプレゼンテーションにつきましては、二次審査のみと考えております。

○丸山委員 書面上となりますと、二次審査の点数をかなり考慮して、三次審査のほうの県の職員のほうは点数を、多分文書だけで見てするというので、二次審査の点数だけでなくその辺のフィードバックなんかの、こういったことがよかった、悪かったといういろん

な情報は、この三次審査する方々にはどういうシステムで情報がいくようになるということでしょうか。

○小田行政経営課長 三次審査にどういう形で応募された方の情報等がいくかと、それで、審査の資料として使われるかということですが、基本的な流れでまず申し上げます、二次審査で審査いたしました結果、ある基準点を上回る応募者について三次審査にかける形になってまいります。当然、二次審査でも、施設所管課のほうは対応しておりますので、三次審査でもその三次審査のメンバーにも入っております。ですから、応募された方のいろんな情報につきましては、三次審査でも共有されると思っておりますが、具体的にどんな資料を三次審査にかけるかということにつきましては、これからちょっと検討する形にはなると思います。

○丸山委員 我々もちょっと変えたほうがいいんじゃないかと、一番最初に言ったのかもしれませんが、県執行部が二次審査に誰か入っていて、具体的に情報を聞いて、それをもって、最終決定するのも一つの案なのかなと思いつつ、いずれにしても総務政策常任委員会で議論してないというのが非常に気になるものですから、これで我々の委員会が認めてしまうと、残りの常任委員会それぞれ指定管理が上がってきますので、非常に責任重大だと思っていて、この短時間でこういうふうにやってくれというのもこれで本当にいいのかなと。繰り返すのはやっぱり、三次審査でひっくり返る可能性があるということですので、これでどうなっていくのかというのを、非常にその辺の困惑をしているということ。ほとんどそれが無いだろうと

いう前提のもとに安易に三次審査という形で書いているのかなという気持ちもするんですけど、何かしっくりこない点がありますので、その辺のもう少し整理とかに、私自身は判断に時間を要するのかなとは思っています。

○郡司総務部次長（総務・職員担当） 今回の制度の流れの見直しは、一つは、やはりさまざまな意見がある中で、県としては透明性の確保、公平性の確保と、もう一つはよりしっかりした審査をしていこうという趣旨で流れをちょっと見直したわけなんですけれども、二次審査の中では、やはり専門家の方たちが入っていただいて、ここで、いわゆる透明性でありますとか、公平性を確保していきたいということ。もう一つ、三次審査を入れましたのは、やはり、どうしても施設管理者としての県の立場がございまずので、ここではやはり管理者としての立場も必要であろうということで審査を入れた次第なんですけれども、いずれにいたしましても、二次審査あるいは三次審査の結果というのは公表いたしますので、それで、透明性はいずれにしても確保されると考えております。さらに、そういった審査過程をふくそう化することによって、より適切な審査と申しませうか、県民ニーズに応じた、あるいはいろんな立場からの審査ができるのではないかと考えているところでございます。

丸山委員の御指摘にありましたように、もう少し議論があつてしかるべきではないかというお話につきましては、持ち帰りましてまた検討させていただきたいと思っておりますが、可能であれば、7月の閉会中の常任委員会で、総務政策常任委員会のほうで御報告させていただくなり等の検討をさせていただきたいと思つて

おります。

○大谷県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

先ほど対策監がスケジュールの関係を申し上げましたけれども、先ほど言いましたように、提案していただく方には十分期間が要る、これが2カ月程度要るということと、二次審査の方にもしっかり審査をしていただくその期間、そういったものを見ると、やはり、7月7日、このあたりに応募をしたいというのがあります、できれば、そのあたりで我々としてはやりたいというのがあるということでございます。

○清山委員長 1つこれは確認ですけれども、報告事項で今回上がってきているので、今回の指定管理者の今後のプロセスについては、議決事項ではないということです。ですので、この委員会には、これをとめる権限はないのかなというの理解しております。

ちょっと関連でいいですか、質問なんですけれど、課長からの説明で、その候補者決定のプロセスの透明性を高める、目に見える形にするとありましたけれど、そういう必要性が出てきたのは、過去に二次審査の結果を受けて、県の候補者決定において、その結果が覆ったことがあるのかをお伺いしたいんですけれど。もしそういうことが、過去に事例としてあって、そのプロセスがよくわからないと、不透明だという声があったんだったら非常に説得力があるんですけれども、私どもの知る限りあったかなと思ひまして、過去、そういう事例があるんですか。

○小田行政経営課長 これまでそういう事例はないというふうに承知しております。

○清山委員長 必要性の部分で透明性を高める、目に見える形にそのプロセスを出していく

というところで、やはり、過去そういう事例がなかったもので、何か説得力がないというか、何でそんな必要性が急にここに出てきたのかという思いがあられるんじゃないかなと思ってます。どっちかという、県の管理者としての責任を、そこに重みをきちんと持つというか明確にする、県の管理者としての責任をより担っていくという話だったら、まだそうですかという理解になる気はするんです。あと、もう一つ透明性の確保ということですけども、今までは二次審査の結果が委員会なんかで報告がありましたが、今後は、二次審査の結果、そして、三次審査の結果、それぞれきちんと報告していただくということによろしいですか。

○小田行政経営課長 現在考えております、いわゆる決定過程のプロセスの公表でございますが、今、各部局にお示ししている標準例では、*三次審査の結果のみを公表するというふうな形で考えております。

○徳重委員 三次審査の結果だけを報告するというものでありましたが、二次審査で、A社がいいということを出されたときに、三次審査で、今おっしゃったように、もしそれがB社になったという過程があるならば、それはおかしいんじゃないかと。専門家の皆さん方が審査された結果として上げたものが、三次審査では逆転してしまったというようなことになったら、それはいかがなものかなと思うんです。なぜそういう形をとらなきゃならないのか、非常に難しい。三次に、二次審査のA、B、Cがあれば、それを全部上げて、またそこで新たな議論がされるのか、それとも、二次審査で一社上げた、それをそのまま追認するような形の審査でこの部

※次ページに訂正発言あり

分がだめだから、もう一遍やり直すということになるのか。三次審査の方法というんですか、それは、二次審査で上がったものを追認するような形の審査になるのか、あるいは二次審査で点数にしてみれば、1点、2点の差でこうだからということになるのか、公表しないとおっしゃったから、そこ辺どうなんですか。

○小田行政経営課長 三次審査につきましては、県のほうが主体的に意思決定をするという、その主体性の部分を明確化するために行うものということと、それから、三次審査結果を公表することによって、透明性を高めるという2つの目的があるわけですが、おっしゃるように、そのときに二次審査の結果をやっぱり公表しないのかという御指摘につきましては、ちょっとこちらのほうでまた検討させていただきたいなと思います。

失礼しました。三次審査の結果を公表する際に、二次審査の結果も公表してまいりたいと考えております。

○徳重委員 そうしなければ、その審査をする意味がなくなってくるような気がするんです。二次審査のほうがより具体的な審査をされて、県民の納得のいくような形のものが出てくると思うんです。三次審査は行政でやるということであれば、それはもうそういう必要はないんじゃないかと、先ほど西村委員が言ったような形になってしまうので、もう少し明確にしてほしいなという思いです。

○横田委員 三次審査では、プレゼンテーションもヒアリングもしないと。なのに今ちょっと答えが変わったようにも感じたんだけど、三次審査の結果しか公表しないと。そういうことであれば、申請者側からすると、全く不透明で

目に見えない形になってしまうんじゃないかと、皆さんたちが説明される全く逆の評価になるんじゃないかと思うんですけど、そこがすごく不安ですけど。

○小田行政経営課長 今御指摘のありまして、三次審査の結果につきまして、その三次審査の結果しか公表しないと、仮に二次審査の結果と違う部分になったとき、あるいは二次審査の結果がどうだったかというのは全く見えてこないことも考えられますので、そこは、二次審査結果、三次審査結果については公表してまいりたいと考えています。

○丸山委員 具体的にやっぱりちゃんと総務政策常任委員会の閉会中の常任委員会の中でしっかりこの方法はいかがか審議してほしいと思っているんですが、いずれにしても、この7月7日の公募に関しては、今の流れを聞いてみますと、これは公募予定者が決まった後の話でしょう。1次審査が終わった後の話でしょうから、多少余裕があると思っていますので、私自身は、7月7日の公募開始には別に支障がないのかなというのは言わせていただきますが、いずれにせよ、この一連の流れのことはちゃんと総務政策常任委員会の中でしっかりもう一回議論をしていただいて、それを踏まえてまたさらに、この商工建設常任委員会の中でもこういう議論になりましたというのを報告していただきたいかなとは思っております。

○清山委員長 ほかがございますか。あくまで今回港湾の指定管理の関係で、それに関連することとして、この委員会で各委員意見を申し上げましたけれども、本来は、総務政策常任委員会で制度設計が議論されるものと思ってますし、去年それがなされなかったということで、それ

は非常に残念に思いますが、今後また閉会中の委員会の機会等を考えておられるということですので、また、そちらの委員会等で報告いただければ幸いです。よろしくお願ひします。

それでは、この件に関しては以上でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** 以上で審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時45分再開

○**清山委員長** 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますけれども、採決の前に各議案について、28年度の一般会計補正予算第2号、第3号。第3号は追加提案のほうですけれども、それぞれについて賛否も含めて御意見を願ひいたします。採決方法については、後でお諮りいたしますが、各議案についての御意見がもしあれば、賛否も含めて、それぞれ、今回は、東九州メディカルバレーと九州観光支援交付金事業、この2つです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** 特に意見ございませんので、採決に移りたいと思います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、一括採決いたします。議案第1号、第14号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** 異議なしと認めます。よって、

各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告の骨子案についてでございますが、委員長報告の項目及び内容について御意見を願ひいたします。必要に応じて休憩を入れます。

○**西村委員** 今回、国の、観光の8億6,000万円の議案がありますよね。これがしっかりと地域におちるような、効果のある事業に発展するように願ひしたいというのは、当然盛り込んでいただくと思うんですけど、たまたまきのう、日向の観光協会の方とばったり会って、ホテルが安くなって、ホテルの補填だけにつき込まれると、本来1万円払ってもよかった人が5,000円払って、ただ安く泊まれた、ラッキーだったで終わってしまっただけから、しっかりと経済効果が広がるような事業にしていきたいということです。

○**清山委員長** ほかにございませんか。

暫時休憩します。

午後1時48分休憩

午後1時49分再開

○**清山委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** 次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。今年度は、7月25日に開催を予定しておりますが、当同盟会は、当委員会が主体となって活動を行うこととなっており、昨年の総会以降の経緯を中心に委員長が報告を行うこととなっております。この報告に当たって、お手元に現在配付中の委員長報告骨子案をもとに行いたいと思っておりますが、それについて御意見はございませんか。ちょっと目を通してください。事実関係をまとめているのと、それぞれの最後のほうに、今後の課題ということで簡潔に箇条書きをしております。

○丸山委員 3ページの今後の課題の中に、暫定二車線の中で、はみ出しと申しますか、あれが大きいものですから、そういう交通安全対策がもし可能であれば、言葉で入れられるのであれば、何か入れていただくといいのかなど。

○清山委員長 わかりました。その文言はちょっと入れられるか検討したいと思います。

ほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、詳細につきまして、ただいまの御意見踏まえながら、正副委員長に御一任いただくことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 そのようにいたします。なお、総会当日は午前11時から総会における委員長報告を協議するための全員協議会、午後1時30分から基調講演、午後2時10分から総会となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の委員会についてであります。7月は高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟

会総会の4日前、21日に総会における委員長報告について、改めて確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、県外調査についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時54分再開

○清山委員長 委員会を再開いたしますが、県外調査につきましては、8月3日から5日にかけて実施することとして、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 そのように決定いたします。具体的な行程等については後日連絡いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 以上で委員会を終了いたします。

午後1時54分閉会